

宮古信用金庫の現況

REPORT 2017

平成28年4月1日～平成29年3月31日



黒森神楽 (平成18年3月 国の重要無形民俗文化財指定)

ごあいさつ

平成29年7月

宮古信用金庫

理事長 齋藤 浩司

皆様には平素より格別のお引立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

宮古信用金庫の経営内容や取組みにつきまして、より一層ご理解いただくとともに、引き続きご利用いただけることを願ひまして、ディスクロージャー誌「宮古信用金庫REPORT2017」を作成しましたので、ご高覧賜りますよう、ご案内申し上げます。

当金庫は、地域の人々の相互扶助の精神に基づいて設立された協同組織金融機関であり、地域と共生する使命共同体として、「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」ことを基本理念に掲げるとともに「社会に対する貢献」、「調和ある経営」、「揺るぎなき基盤」、「誇り得る職場」の4項目を経営方針として定め、事業を運営しております。

平成28年度につきましては、地域経済の活性化を実現すべく、宮古市および山田町との「地方創生にかかる連携協定」の締結のほか、宮古商工会議所および釜石商工会議所と「地域の産業振興に資するための連携協定」を締結しました。また、お客様の相談ニーズへの対応を強化するため、本店における休日住宅ローン相談会のほか、「みやしん駅前相談プラザ」における休日営業を実施いたしました。加えて、次代を担う地域の若手経営者・後継者の育成や販路拡大等を支援するため、若手経営者会「みやしんNext」の運営を継続しました。

平成29年度につきましては、皆様のおかげをもちまして、東日本大震災で被災し、仮店舗で営業を続けておりました山田支店が4月に新築・移転オープンすることができました。また、9月には昭和2年の当金庫の創立から90年の節目を迎えることとなります。

これまでの皆様のご愛顧に心より感謝を申し上げますとともに、今後とも地域になくはならない金融機関であり続けるため、より身近でお役に立てる「みやしん」を目指してまいる所存ですので、今後とも倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



プロフィール

創立……………昭和2年9月22日
本店所在地……………岩手県宮古市向町2番46号
電話……………0193-62-1021
会員数……………10,413人
出資金……………5,321百万円
預金残高……………72,651百万円
貸出金残高……………30,217百万円
店舗数……………6店舗
自己資本比率……………39.17%
役員数……………86人

(平成29年3月31日現在)

経営理念

当金庫は創業以来「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を基本理念として、地域経済の成長・発展とともに歩んでまいりました。

いつまでも、地域の皆様から「愛され」、「親しまれる」地域の金融機関として、健全経営に徹し、より良質な資金の供給とサービスの提供に努めてまいります。

経営方針

【基本方針】

国民大衆並びに中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する。

1. 社会に対する貢献

社会の一員として常に感謝し、金融を通じて地域社会に奉仕する。

2. 調和ある経営

金庫は常に会員、一般取引者並びに役職員の利益を尊重し、その何れに対しても、公正で調和のとれた経営を行う。

3. 揺るぎなき基盤

創意と革新によって経営の安定と不断の発展を図り、揺るぎなき基盤を築くため、常に貯蓄の増強に努める。

4. 誇り得る職場

総和の精神を以って限りなき前進を図り、一生を賭して悔いのない誇り得る職場とする。

シンボルマークについて



円は地域を、Mは宮古の頭文字とお客様・会員・役職員の結びつきをなぞらえ未来に向かって限りない躍進とフレッシュさを表現しております。

地域に根ざした金融機関として、皆様と共にいつまでもフレッシュに発展し続けることの願いを込めデザインされたもので、マリブルーの色調はさわやかさと、明るさをイメージしております。

宮古信用金庫の現況 REPORT2017

CONTENTS

| | |
|--------------------------------|----|
| 宮古信用金庫のあゆみ | 3 |
| 宮古信用金庫と地域社会 | 5 |
| 平成28年度決算ダイジェスト | 7 |
| 当金庫の取組み | 9 |
| ①平成28年度トピックス | |
| ②主な取扱い商品 | |
| ③中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組み | |
| ④サービスの向上・改善に関する取組み | |
| ⑤人材（財）育成の強化・活気ある職場づくり | |
| ⑥地域とのふれあい活動 | |
| 総代会制度 | 17 |
| 役職員・組織図 | 19 |
| 経営管理体制 | 21 |
| リスク管理体制 | 22 |
| コンプライアンス（法令等遵守）体制 | 24 |
| 金融ADR制度への対応 | 25 |
| 主な商品・サービスのご案内 | 26 |
| 手数料のご案内 | 29 |
| 営業地区・店舗網 | 31 |
| 店舗ATM・店舗外ATMのご案内 | 32 |
| 信金中央金庫 | 33 |
| 資料編（貸借対照表ほか） | 35 |
| 開示項目一覧 | 57 |

宮古信用金庫のあゆみ



昭和32年の本店(宮古市本町)

おかげさまで宮古信用金庫は90周年を迎えます

宮古信用金庫は昭和2年(1927年)9月22日に有限責任宮古信用組合として発足後、平成29年(2017年)に創立90周年を迎えます。これもひとえに地域の皆様からの長きにわたるご愛顧のたまものと役職員一同心より感謝申し上げます。



その先の100年へ。

創立90周年記念ロゴマーク・コンセプト

脈々と受け継がれる伝統と進歩、人々のつながりと和から着想。

9と10の色使いにはひとつひとつ、または1歩ずつ着実に、地域の皆様と歩み発展していく姿勢を表現しました。

～創立100周年に向けて～

今回迎える創立90周年を一つの区切りとして、今後も「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を基本理念として、地域経済の成長・発展とともに来るべき創立100周年に向かって歩んでまいります。

| | | | |
|-------|-------|--------|---|
| 1901年 | 明治34年 | 12月26日 | 産業組合法に基づき無限責任宮古信用組合第1期設立(同35年1月10日登記) 下閉伊郡宮古町下町20番戸 |
| 1911年 | 明治44年 | 12月31日 | 無限責任宮古信用組合解散 |
| 1912年 | 明治45年 | 6月5日 | 無限責任宮古信用組合第2期設立(大正元年8月2日登記) |
| 1916年 | 大正5年 | 4月4日 | 無限責任を有限責任に変更 |
| 1927年 | 昭和2年 | 3月31日 | 有限責任宮古信用組合解散 |
| 1927年 | 昭和2年 | 7月30日 | 有限責任宮古信用組合設立(同年9月22日設立登記) |
| | | 9月22日 | 下閉伊郡宮古町宮古第15地割字本町37番地に移転、下閉伊郡宮古町宮古に営業地区変更・組合員147名(戸数1,817戸・人口10,489人) 初代組合長 花坂與七 就任 |
| 1931年 | 昭和6年 | 1月25日 | 二代目組合長 齋藤 徳右工門 就任 |
| 1936年 | 昭和12年 | 2月7日 | 本店事務所を新築、新築事務所に移転(宮古市第15地割字本町47番地) |
| 1941年 | 昭和16年 | 1月22日 | 三代目組合長 山崎 善四郎 就任 |
| 1942年 | 昭和17年 | 1月31日 | 産業組合法の改正により、市街地信用組合となる |
| | | 2月11日 | 鎌ヶ崎出張所を開設(宮古市鎌ヶ崎第1地割上町80番地口号) |
| 1943年 | 昭和18年 | 5月23日 | 市街地信用組合法に基づき宮古信用組合に改組 |
| | | 5月27日 | 鎌ヶ崎出張所移転(宮古市鎌ヶ崎第1地割上町70番地) |
| | | 10月28日 | 市街地信用組合法により信用組合に改組 |
| 1949年 | 昭和24年 | 6月1日 | 国民金融公庫代理店契約締結 |
| 1950年 | 昭和25年 | 4月1日 | 中小企業等協同組合法に基づき「宮古信用組合」に改組 |
| 1951年 | 昭和26年 | 12月20日 | 信用金庫法に基づき信用金庫に改組 |
| 1952年 | 昭和27年 | 11月10日 | 本店事務所増改築落成 |
| 1953年 | 昭和28年 | 7月3日 | 鎌ヶ崎出張所を支店に昇格 |
| | | 7月13日 | 駅前支店開設(宮古市第5地割字八幡沖28番地5) |
| 1954年 | 昭和29年 | 9月1日 | 宮古市金庫事務取扱開始 |

| | | | |
|-------|-------|--------|---------------------------------|
| 1955年 | 昭和30年 | 6月19日 | 鎌ヶ崎支店移転(宮古市鎌ヶ崎第1地割字上町84番地) |
| 1956年 | 昭和31年 | 10月1日 | 岩手県金庫事務取扱開始 |
| 1957年 | 昭和32年 | 11月20日 | 駅前支店移転(宮古市第5地割字八幡沖12番地13) |
| | | 11月23日 | 創立30周年記念式典 |
| | | 12月20日 | 中小企業金融公庫代理店契約締結 |
| 1958年 | 昭和33年 | 4月1日 | 財団法人岩手県信用保証協会と保証約定締結 |
| | | 12月27日 | 全国信用金庫連合会代理店契約締結 |
| 1959年 | 昭和34年 | 5月22日 | 四代目理事長 齋藤 徳右工門 就任 |
| | | 7月27日 | 田老支店開設(下閉伊郡田老町第18地割字籠ヶ森102番地の2) |
| 1964年 | 昭和39年 | 1月18日 | 五代目理事長 藤田 正一 就任 |
| | | 3月31日 | 本店事務所増改築 |
| | | 5月30日 | 鎌ヶ崎支店増改築移転(宮古市鎌ヶ崎第1地割字上町83番地の1) |
| | | 12月24日 | ㈱日本不動産銀行(後の日本債券信用銀行)と代理店契約締結 |
| 1965年 | 昭和40年 | 12月1日 | 田老支店新築移転(下閉伊郡田老町第1地割字川向89番地) |
| 1966年 | 昭和41年 | 4月25日 | 駅前支店移転(宮古市末広町8番29号) |
| | | 9月30日 | (株)日本興業銀行代理店契約締結 |
| 1967年 | 昭和42年 | 4月17日 | 本店、新店舗用地取得 |
| 1968年 | 昭和43年 | 5月1日 | 住宅金融公庫代理店契約締結 |
| | | 5月23日 | 本店、店舗落成(宮古市向町2番46号) |
| | | 5月27日 | 本店、新店舗開店 |
| | | 6月1日 | ㈱日本長期信用銀行代理店契約締結 |
| | | 6月23日 | 創立40周年記念および本店新築落成記念式典 |
| 1969年 | 昭和44年 | 10月1日 | 山田支店開設(下閉伊郡山田町中央町5番4号) |
| 1971年 | 昭和46年 | 4月1日 | 山田町収納代理事務取扱開始 |
| | | 12月17日 | 田老山山休山による田老支店臨時事務所開設 |
| 1972年 | 昭和47年 | 7月19日 | 預金高50億円達成 |
| 1974年 | 昭和49年 | 5月21日 | 六代目理事長 長岡勸次郎 就任 |

東日本大震災(2011.3.31)の記憶と現在



本店(震災時)

(現在)

向町(震災時)

(現在)

光岸地(震災時)

(現在)

宮古信用金庫と地域社会

宮古信用金庫は、創立以来、経営理念に「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献する」を掲げ、経営方針である「国民大衆並びに、中小企業者の地域金融機関としての使命に徹し、貯蓄の増強に努め、円滑なる金融を通じて地域経済の育成発展と生活の安定向上に貢献する」ことを目指し、地域に根ざした事業活動に努めております。

当金庫は、地域の復興ならびに地域経済の活性化に向けた取組みに引き続き尽力するとともに、地元になくなくてはならない「唯一の地域金融機関」として、皆様とともに頑張っまいます。

お取引先への支援等

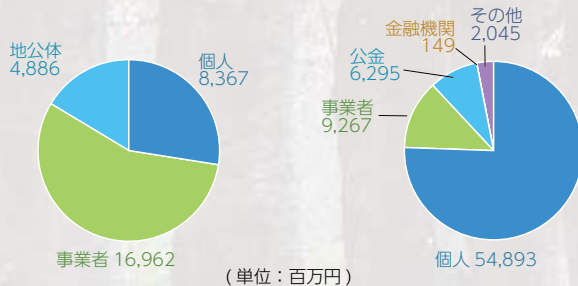
当金庫は、お取引先の経営改善・支援をお手伝いさせて頂いており、中小企業再生支援協議会との連携や、中小企業支援ネットワーク強化事業の活用により、支援態勢充実を図っております。

地域のお客様
・
会員の皆様

会員の皆様からの出資

会員数 10,413人
出資金 5,321百万円

貸出金残高 30,217 百万円の構成 預金積金残高 72,651 百万円の構成



平成28年度の業績

コア業務純益 226 百万円

▶ 貸出などの本業による収益を表す数値です。金融機関の収益力を測るだけでなく、この収益を原資として引当や償却を行うことから、注目される指標となっております。

当期純利益 315 百万円

▶ 税引前当期純利益から税金や法人税等調整額を差し引いた後の利益であり、剰余金処分の対象となる利益です。信用金庫では、出資の総額に達するまでは、当期純利益の100分の10以上の金額を利益準備金(法定準備金)として積み立てております。

自己資本比率 39.17%

▶ 自己資本比率は金融機関の健全性を表すうえで重要な指標であり、自己資本をリスクアセット(リスクのある資産をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額)で除した比率です。当金庫は国内基準の4%を大きく上回っております。

不良債権比率(金融再生法開示債権) 3.50%

▶ 不良債権比率は、すべての貸出金や債務保証等の合計額のうち、実際に返済が不能なものや返済が一定期間以上滞っているものがどれくらいあるかを表す数字です。
なお、不良債権については、金融機関の収益のなかから、引当や償却で処理されます。

地域への資金供給

お客様からお預け頂いた預金積金につきましてはお客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをするを使命と考え、円滑な資金の供給を行う形で、お客様や地域への還元を行っております。

貸出金残高 30,217 百万円

宮古信用金庫

- 店舗数 6店舗
- 常勤従業員数 86名
- 平成29年3月期決算
自己資本比率 39.17%
- 今期の決算に関する事項
…P 34以降の資料をご覧ください

地域の皆様からの 資金調達

預金積金残高
72,651 百万円

当金庫の主な業務

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- 貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- 手形割引…商業手形等の割引を取扱っております。

為替業務

- 国内為替業務…送金、振込及び代金取立等を取扱っております。
- 外国為替業務…外国への送金や取引は信金中央金庫を経由して取扱っております。本店では外国通貨の両替を取扱っておりません。

付帯業務

- 日本銀行歳入代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株日本政策金融公庫等の代理貸付業務、その他の代理業務
- 保険商品の窓口販売
(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- 国債等公共債の窓口販売
- スポーツ振興くじ払戻業務
- 電子債権記録業に係る業務

等を行っております。

(計数は平成29年3月末現在)

信用金庫の役割について

信用金庫は、地域の皆様による協同組織(会員制度)の地域金融機関であり、お預かりしたお金は地元の方々にご利用頂いております。会員や利用者の利益を優先し、地域に貢献することを使命としており、次のような特色を持っております。

1. 協同組織金融機関

地域の方々に会員・利用者になって頂き、お互いが一体となって地域の繁栄を図る会員制度による協同組織の金融機関です。(銀行のように株式会社ではありません)

2. 中小企業専門金融機関

従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者と個人の方々の専門金融機関です。(大企業にはご融資できません)

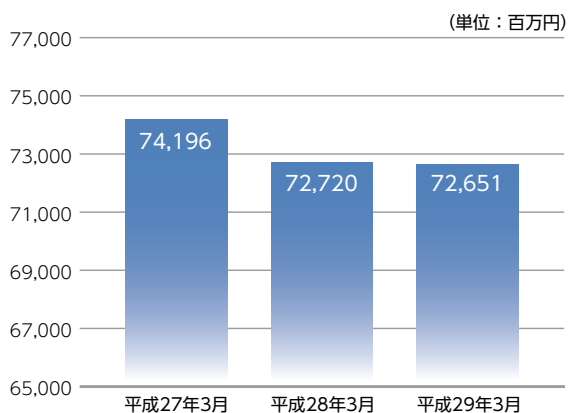
3. 地域専門金融機関

営業地域が定められている地域専門金融機関です。(営業地域外の方にはご融資できません)

このように信用金庫は地域の方々とともに発展していく、より地域性・公共性の高い金融機関であるといえます。

平成28年度決算ダイジェスト

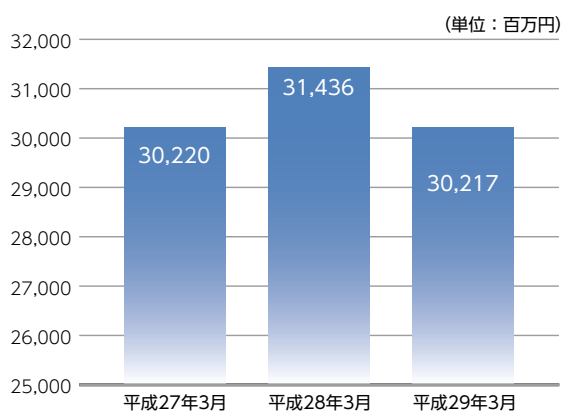
預金の状況



平成29年3月末の預金積金残高は、個人預金が増加した一方で、公金預金等の法人預金が減少し、前期比69百万円減少の72,651百万円となりました。

当金庫では、お客さまの大切な財産を安全かつ確実に運用していただけるよう、各種預金商品を取り揃えております。詳細は26ページをご覧ください。

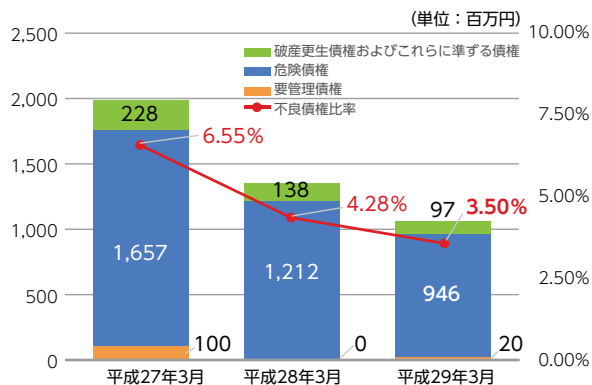
貸出金の状況



平成29年3月末の貸出金残高は、個人住宅資金やマイカーローンなどの消費性資金等は堅調でしたが、不動産業・製造業が減少し、前期比1,219百万円減少の30,217百万円となりました。

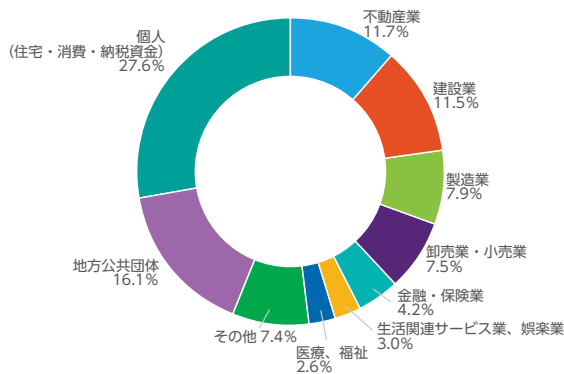
当金庫では、会員の皆様へのご融資を基本として、地域の中小事業者および個人の様々な資金ニーズに幅広く対応することで、地域経済の発展や豊かな暮らしへのお手伝いを行うことが使命であると考えております。当金庫でお取り扱いしております各種融資商品についての詳細は、27ページをご覧ください。

不良債権の状況（金融再生法開示債権）



不良債権については、復興需要による業況の改善や、被災企業に対する二重ローン解消支援などにより前期から287百万円減少の1,064百万円、比率で前期比0.78ポイント減少の3.50%となりました。

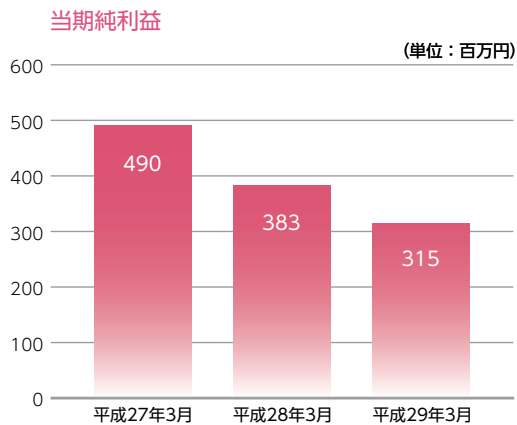
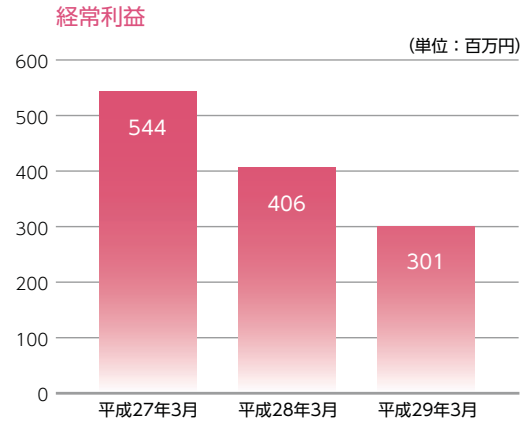
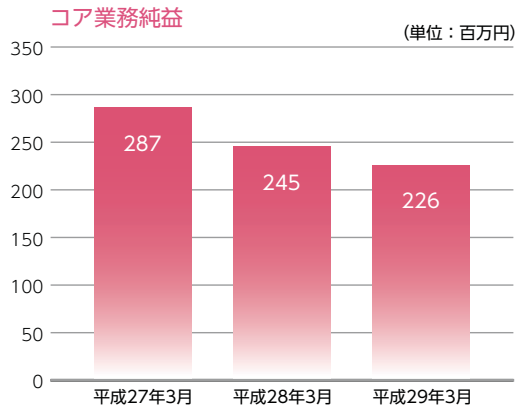
貸出金業種内訳



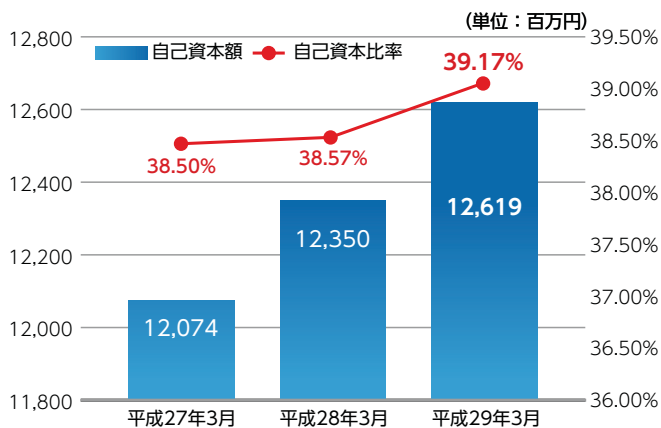
当金庫では、地域の皆様の資金ニーズに幅広く対応するとの考えから、特定の業種に融資が偏ることのないよう、貸出先の業種分散に努めております。また、大口融資に偏ることなく、多くのお客さまにご利用いただけるよう、小口多数を原則とした融資に心掛けております。

収益の状況

収益は、経費等が減少したものの、貸出金利の低下により利息収入が伸び悩みました。加えて、国債等売却益の減少、貸倒引当金戻入の減少等により、当期純利益が前期比約67百万円減少の315百万円となりました。



自己資本比率



自己資本比率は、運用している資産等のリスクに対する自己資本の割合で、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。平成28年度も安定的な内部留保の積み上げによって、前期比0.60ポイント上昇の39.17%となり、国内基準4%、国際基準8%を上回る水準を維持しています。

当金庫の取組み

平成28年度トピックス

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>平成28年 4月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災現地 NPO 応援基金 『しんきんの絆』復興応援プロジェクト助成金贈呈式 (28.4.6) ●若手経営者会「みやしん Next」食品表示法対応に係るセミナー開催 (28.4.20)  <ul style="list-style-type: none"> ●「東北・夢の桜街道」鉄ヶ崎小学校 2 年生 21 名による臼木山の桜の写生会実施 (28.4.25) | <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●みやしん教育カードローン取扱開始 (28.10.3) ●陸中みらい基金、台風 10 号被災事業者向け特別利子補給制度の取扱開始 (28.10.4) ●みやこ秋祭り手踊り参加 (28.10.22)  |
| <p>5月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●「東北・夢の桜街道」桜の絵画コンクール作品展開催 ・JR 宮古駅 (28.5.11 ~ 31) ・みやしん駅前相談プラザ (28.6.1 ~ 30)  | <p>11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●しんきん年友会旅行「秘湯乳頭温泉郷とあきた芸術村ミュージカル「ハルららん」」実施 (28.11.8 ~ 10) ●「ビジネスマッチ東北 2016」(東北地区信用金庫協会他主催) への取引先企業の出展 (28.11.10) ●「第 30 回宮古サーモンハーフマラソン」給水所設置およびコース補助員派遣 (28.11.13) ●遺言・相続全国一斉相談会開催 場所:みやしん駅前相談プラザ (28.11.15) ●釜石商工会議所との連携に関する協定の締結およびメンバーズローンの取扱開始 (28.11.29) ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析勉強会第 1 講座開催 (28.11.29) ●若手経営者会「みやしん Next とっておきセット」販売開始 (28.11.1 ~ 28.12.30) |
| <p>6月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●懸賞品付定期預金「Summer 2016」取扱開始 (28.6.1 ~ 8.31) ●「信用金庫の日」花の苗プレゼント実施 (28.6.15)  <ul style="list-style-type: none"> ●宮古商工会議所との連携に関する協定の締結 (28.6.21) ●宮古市との地方創生に関する連携協定の締結 (28.6.30) | <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●冬季キャンペーン定期預金「Oh! わんだふるの定期預金」取扱開始 (28.12.1 ~ 29.1.31) ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析勉強会第 2 講座開催 (28.12.8) ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析フォローアップ勉強会第 2.5 講座開催 (28.12.26)  |
| <p>7月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●しんきん七夕ゴルフ大会開催: 宮古 C.C (28.7.2) ●みやこ夏祭りへの参加 (28.7.30 ~ 31) | <p>平成29年 1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析フォローアップ勉強会 第 2.5 講座開催 (29.1.11) ●宮古市立田老第一中学校のキャリア教育講演会への講師派遣 (29.1.18) ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析勉強会第 3 講座開催 (29.1.26)  |
| <p>8月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●「2016 よい仕事おこしフェア」(城南信用金庫主催) への取引先企業の出展 (28.8.2 ~ 3) ●こどものまちイベント「みやこタウン 2016」へ参加 (28.8.21)  <ul style="list-style-type: none"> ●台風10号により本店が被災し、1階部分が約80cm 浸水 (28.8.30)  | <p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者会「みやしん Next」財務分析勉強会第 4 講座開催 (29.2.8) ●田老支店仮設事務所および A T M 移転 (29.2.27)  |
| <p>9月</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●本店通常営業再開 (28.9.15) ●「アンパンマンのスーパー積金」取扱開始 (28.9.30) ●「みやしん災害復旧ローン (台風 10 号)」取扱開始 (28.9.2 ~ 29.3.31) ●山田町との地方創生に関する連携協定の締結 (28.9.30) | <p>3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者会「みやしん Next」第 5 回総会(会場: ホテル沢田屋 (29.3.29)  |

主な取扱い商品

融資商品

地域の復興に資するため、期間限定の特別金利商品の取扱いを行っております。



▶地域復興支援住宅ローン 【復興】

新築・中古住宅・土地の購入資金、増改築・リフォーム資金等にご利用いただけます。



▶地域復興支援融資 【みやしん絆】

事業の運転資金・設備資金としてご利用いただけます。



▶みやしん災害復旧ローン (東日本大震災 しんきん保証基金保証)

東日本大震災で被災された個人の方が、災害復旧にご利用いただけるしんきん保証基金の保証付きローンです。平成29年9月までお取扱いを延長しております。



▶みやしん災害復旧ローン (台風10号 しんきん保証基金保証)

台風10号で被災された個人の方が、災害復旧にご利用いただけるしんきん保証基金の保証付きローンです。平成29年9月までお取扱いしております。

※融資商品につきましては、27ページをご覧ください。また、最寄りの当金庫営業店、「みやしん駅前相談プラザ」、「みやしん山田相談プラザ」でもご相談を承ります。

預金商品



▶懸賞品付定期預金 【Summer2016】

2016年サマーキャンペーン商品として、平成28年6月1日～平成28年8月31日まで、期間1年もの定期預金をご契約いただくと、抽選で豪華電化製品が当たる「懸賞品付定期預金」を販売しました。



▶金利上乘せ定期預金 【Oh!わんだふる定期預金】

2016年ウインターキャンペーン商品として、平成28年12月1日～平成29年1月31日まで、期間1年もの定期預金金利0.1%、先着300名様に「スキレット」をプレゼントする「Oh!わんだふる定期預金」を販売しました。

▶「アンパンマンのスーパー積金」

平成28年9月30日から通年販売商品として、期間3年以上5年以内、掛込金額1万円以上の定期積金契約を1契約として、契約額に応じて「なんでも使えるマグカップ」、「アンパンマン貯金箱」をプレゼントする「アンパンマンのスーパー積金」の取扱いを開始しました。

また、平成29年1月31日まで、1契約につきキャラクター貯金箱を3種類の中から1個、先着650名様へプレゼントするキャンペーンを実施しました。



電話相談窓口の設置

当金庫では、地域の復興に向け、来店が困難なお客様のため、電話による融資や資産運用の受付窓口として電話相談窓口を設置しております。ご連絡いただきましたら、当金庫職員が訪問のうえ、ご相談に応じさせていただきますので、どうぞお気軽にお電話ください。

なお、各営業店においても、相談窓口を開設しておりますので、ぜひご利用ください。

電話相談窓口 宮古信用金庫 営業推進部 業務推進課
電話番号 0193-62-2400

当金庫の取組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「経営支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。また、職員を対象とした「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

■被災企業の復旧・復興に向けた支援

▶岩手産業復興機構および(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用

被災により経営に支障が生じ、収益力に対して過大な債務を負っており、既往債権の買取り等により再生が可能と思われる取引先について、お客様の意向を踏まえながら各機構の活用の検討・支援を実施しております。平成29年3月末現在、70先の支援を実施しました。

| 名 称 | 支援先 |
|--------------------|------|
| 岩手産業復興機構 | 24 先 |
| (株)東日本大震災事業者再生支援機構 | 46 先 |
| 計 | 70 先 |

(平成29年3月末現在)

▶専門家による相談会等の開催

平成27年2月より、公益財団法人いわて産業振興センター内に設置されている「岩手県よろず支援拠点」と連携し、被災した企業を中心に取引先の個別合同相談会を当金庫にて定期的に開催しております。このほか、若手経営者会「みやしんNext」の会員を対象とした、承継・相続に関するセミナーやマーケティング・商品デザインに関するセミナー等を随時開催しております。

▶経営改善支援

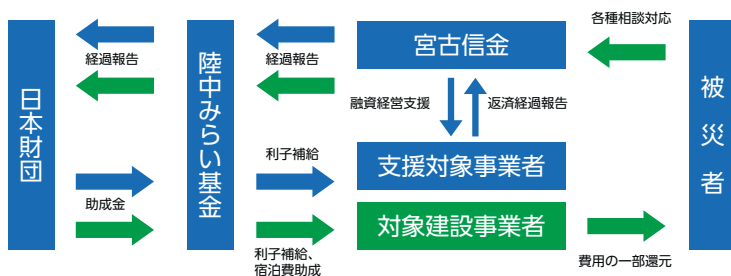
お取引先の事業再生を加速させていくことが、速やかな地域の復興につながると考え、外部機関と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定を支援するとともに、復興支援ファンド「しんきんの絆」による資本金の活用にも取組んでおります。

▶公益財団法人日本財団と連携した「陸中みらい基金」の運営、利子補給等の実施

当金庫は、平成25年12月に公益財団法人日本財団と連携し、「わがまち基金」プロジェクトとして、被災地支援制度を創設いたしました。同制度は被災地支援を目的として、被災により事業再開・継続が困難な状況にある事業者、被災地で新たな事業を開始する事業者等へ（一社）陸中みらい基金を通じて、利子補給および借入債務の信用補完を行う支援を実施しております。

また、平成27年7月より「民間住宅再建加速化支援パイロット事業」を開始、宮古市内の建設業者7社を本事業の共同パートナーとして認定し、民間住宅の建設事業者に対する利子補給率の引き上げや地域外からの職人募集に対して宿泊費助成を支援しております。さらに、「平成28年台風10号特別利子補給制度」の取扱いを開始し、平成28年台風10号により被害に遭われた事業者を支援しております。

【利子補給制度スキーム図】



これまでの実績

| | 件・先数 | 融資金額 |
|-------------------------|-------|-----------|
| 利子補給制度 | 326 件 | 8,026 百万円 |
| うち民間住宅再建加速化支援パイロット事業 | 15 件 | 520 百万円 |
| うち平成 28 年度台風 10 号特別利子補給 | 7 件 | 30 百万円 |
| 信用補完制度 | 16 件 | 49 百万円 |
| 宿泊費助成 | 1 先 | - |

(平成29年3月末現在)

ポスターの主要情報:

- 融資利率: 年3.3%
- 利子補給率: 年2.5%
- 融資期間: 600万円、7万円、500万円
- 返済期間: 7年、10年、15年

▶陸中復興トモダチ基金による支援

当金庫は、平成25年2月から米国NGOメーシーコープ、ギブトゥアジアの支援を受けた特定非営利活動法人ポジティブプラネットジャパンとの連携により、「陸中復興トモダチ基金」を立ち上げ、当地域の経済復興と雇用の回復を目指し、新規創業支援、再雇用支援および融資の利子補給の各プログラムによる支援を実施しております。

▶公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（日本フルハップ）との連携による支援

中小企業経営者を対象に災害補償、災害防止、福利厚生等の事業を展開する公益法人として「東北地区中小企業震災復興支援助成金制度」を創設し、中小企業の再建や起業による雇用の創出と拡大を支援している公益財団法人日本中小企業福祉事業財団（日本フルハップ）からの助成金を活用し、震災による被害を被った地域のお客様に対する支援を行っております。

▶信用金庫業界との連携による支援

当金庫は、全国の信用金庫、信金中央金庫と連携して、各種ファンド・補助金の活用やボランティア活動等により、被災されたお客様の早期復興をお手伝いしております。

■経営改善支援

▶経営改善支援等の取組み実績（平成28年4月～平成29年3月）

当金庫では、平成28年度の経営改善支援先として67先のお客様に対して、経営改善に向けた支援に取組みました。

| | | (単位：先数) | | | | | (単位：%) | | |
|-------|-------------|------------|-------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|----------------|---------|---------|
| | | 期初 債務者数 | うち経営改善 支援取組み先数 | αのうち期末に 債務者区分がラ ンクアップした 先数 | αのうち期末に債 務者区分が変 化しなかつた先 数 | αのうち再生計 画を策定してい る全ての先数 | 経営改善支援 取組み率 | ランクアップ率 | 再生計画策定率 |
| | | A | α | β | γ | δ | α / A | β / α | δ / α |
| 正常先 | ① | 705 | 0 | | 0 | 0 | 0.0 | | — |
| 要注意先 | うちその他要注意先 ② | 134 | 58 | 1 | 48 | 49 | 43.3 | 1.7 | 84.5 |
| | うち要管理先 ③ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — |
| 破綻懸念先 | ④ | 27 | 9 | 2 | 7 | 2 | 33.3 | 22.2 | 22.2 |
| 実質破綻先 | ⑤ | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — | — |
| 破綻先 | ⑥ | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — | — |
| | 小計（②～⑥の計） | 179 | 67 | 3 | 55 | 51 | 37.4 | 4.5 | 76.1 |
| 合 計 | | 884 | 67 | 3 | 55 | 51 | 7.6 | 4.5 | 76.1 |

(注)・期初債務者数及び債務者区分は28年4月初時点のものです。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めています。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先数を記載しています。
 ・αのうち再生計画を策定している全ての先数δ)には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

■経営者保証に関するガイドラインの活用状況

▶「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

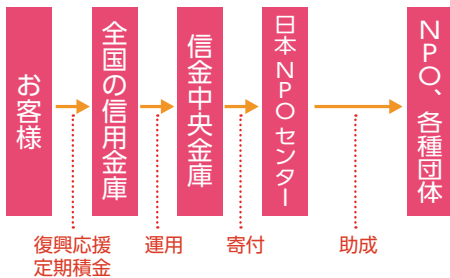
当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 2件 | 6件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 0.42% | 1.40% |
| 保証契約を解除した件数 | 0件 | 2件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 | 0件 |

当金庫の取組み

■地域活性化への取組み

▶東日本大震災現地NPO応援基金「しんきんの絆」復興応援プロジェクト
当金庫が推薦した日常生活の再建や地域コミュニティ文化の再生活動に取組むNPO法人や団体に対し支援を行っております。



- ①第1回助成先
 - ・NPO法人みやっこベース（宮古市）
 - ・夢のみずうみ村 こども夢ハウスおおつち（大槌町）
 - ・NPO法人いわてマリンフィールド（宮古市）
 - ・宮古市末広町商店街振興組合（宮古市）
- ②第2回助成先
 - ・NPO法人吉里吉里国（大槌町）
- ③第3回助成先
 - ・釜石市大町商店街振興組合（釜石市）
- ④第4回助成先
 - ・黒森神楽保存会（宮古市）



▶宮古信用金庫若手経営者会「みやしんNext」の運営

宮古の次世代を担う若手経営者や後継者の方々を支援するため、若手経営者組織「みやしんNext」の運営を行いました。新しい時代の経営環境に適応するよう、経営ノウハウの習得に役立つ各種研修のほか、会員相互の交流を活性化するための異業種交流会を開催しています。

「みやしんNext」財務分析勉強会



「みやしんNext」第5回総会



みやしんNext「とっておきセット」の企画・販売



平成28年11月～平成28年12月まで、当金庫若手経営者会「みやしんNext」会員企業が取扱う商品を詰め合わせた2種類のギフトセットを販売しました。

当金庫では、商品企画やパンフレットの作成などで協力を行い、三陸沿岸地域の魅力を全国に周知することで、当金庫のお取引先の販路拡大を支援する活動の一環として「とっておきセット」を企画、震災から立ち上がった取引先企業の逸品を全国に広めました。



平成28年度は外部講師を招聘した研修・総会を8回開催しました。

平成25年1月の発足以来、平成29年3月末現在の会員数は99社を数え、今後も将来の地域を担う、若手経営者の経営力向上と事業拡大に向けた支援を継続してまいります。

なお、会員については随時募集していますので、詳細につきましては最寄りの営業店または当金庫役職員までご連絡ください。

▶各種ビジネスフェアへの出展支援

当金庫のお客様に販路拡大やマッチングの機会を提供するため各種ビジネスフェア・商談等への出店を支援しております。

「2016 よい仕事おこしフェア」
 主催：城南信用金庫
 (8/2～3 会場：東京国際フォーラム)

当金庫取引先 2社出展



「ビジネスマッチ東北2016」
 主催：東北地区信用金庫協会ほか
 (11/10 会場：仙台 夢メッセみやぎ)

当金庫取引先 4社出展



▶連携協定の締結

地方創生・産業振興にかかる取組みを推進するため、地元自治体や商工会議所と連携協定を締結しました。互いのノウハウを活かしながら、創業支援、観光振興、子育て支援、移住・空家対策などに取組み、地域の発展に貢献してまいります。



■宮古商工会議所との連携に関する協定の締結
 (平成28年6月21日)



■宮古市との地方創生の連携に関する協定の締結
 (平成28年6月30日)



■山田町との地方創生の連携に関する協定の締結
 (平成28年9月30日)



■釜石商工会議所との連携に関する協定の締結
 (平成28年11月29日)

当金庫の取組み

サービスの向上・改善に関する取組み

■休日における相談業務の拡充

お客様からの幅広い相談に対応するため、駅前支店および山田支店の各相談プラザでは休日営業を行っております。事業性資金や住宅ローンなどのお借入れに関する相談のほか、年金、相続、資産運用など、生活に関わる様々なご相談に広く対応、仕事などで平日日中にご来店できないお客様をはじめとして、休日でも各種ご相談をお受けできるようにすることで、更なる利便性の向上に努めております。

みやしん駅前相談プラザ（駅前支店 2 階）
～原則毎月第 3 土曜日営業～



営業時間 平日 9時～17時（月曜日は19時まで）
休日 原則毎月第3土曜日 9時～16時

みやしん山田相談プラザ
～原則毎月第2日曜日営業～



営業時間 平日 9時～17時
休日 原則毎月第2日曜日 9時～16時

■田老地区の仮設事務所、A T M 移転による利便性の向上

グリーンピア三陸みやこ内の仮設事務所を「田老総合事務所庁舎内」に移転するとともに、ATMを「道の駅たろう」敷地内に移転し、皆様の利便性向上を図りました。



田老総合事務所庁舎内に
仮設事務所を移転
平日 9 時～14 時の間、
相談業務を実施



「道の駅たろう」敷地内
コンビニエンスストア
隣に ATM を移設

人材（財）育成の強化・活気ある職場づくり

お客様への提案力強化、サービス向上のほか、将来の信用金庫経営を担う人材のマネジメント力の強化に向けて、役職員向け研修や勉強会を積極的に開催しました。



【28 年度の主な役職員向け研修・勉強会の実績】

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 新人職員研修（6 名：1 ヶ月間） | ⑥ 管理職・監督職マネジメント研修（34 名：1 日） |
| ② 新人職員フォローアップ研修（6 名：2 日間） | ⑨ ファシリテーション研修（31 名：1 日） |
| ③ 知的資産経営インターバル研修（11 名：5 日間） | ⑩ 全信協基礎実務合格対策講座（9 名：4 日間） |
| ④ 保険窓販本部研修（9 名：4 日間） | ⑪ 証券外務員（第二種）対策講座（15 名：4 日間） |
| ⑤ 改正保険業法にかかる勉強会（全役職員：1 日） | ⑫ コンプライアンス研修（全役職員：1 日） |
| ⑦ 生命保険窓販研修（14 名：5 日間） | ⑬ 人事考課研修（13 名：1 日） |
| ⑧ 生損保窓販有資格者向け研修（全員：3 日間） | ⑭ ビジネスモデル研修（16 名：1 日） |

地域とのふれあい活動

「東北・夢の桜街道運動」 絵画コンクール実施

「東北・夢の桜街道運動」への取組みとして、桜の札所の一つである「臼木山」の桜を題材に、鎌ヶ崎小学校2年生21名が絵画コンクールに参加、画用紙いっぱい色とりどりの桜を描きました。作品はJR宮古駅待合室とみやしん駅前相談プラザに展示、人々の心を和ませてくれました。



しんきん七タゴルフ大会の実施

平成28年7月に、当金庫と地域の皆様との交流を深めることを目的として、しんきん七タゴルフ大会を開催いたしました。



宮古サーモンハーフマラソン給水所開設

平成28年11月に行われた「第30回宮古サーモンハーフマラソン」において、当金庫本店前に給水所を設置、ランナーのための給水活動やコース補助員として大会のお手伝いを行いました。



キャリア教育講演会への講師派遣

キャリア教育講演会の講師として当金庫職員を派遣、田老第一中学校2年生34名の生徒を対象に、お金の大切さや信用金庫の役割等について講演を行いました。

また、当金庫では地域の小学生から高校生を対象としたマネースクールも随時行っております。



地域の祭り・イベントへの参加

毎年恒例のみやこ夏祭り、みやこ秋祭り等いろいろなイベントへ参加しております。



みやこ夏祭り

みやこ秋祭り



お客様を対象とした各種旅行の企画・実施

～『しんきん年友会旅行』～

年金振込みをいただいている方を会員とする「しんきん年友会」の皆様へ感謝の意味をこめ、素敵な旅行を企画しております。平成28年度は11月8日～10日の2泊3日で「秘湯乳頭温泉郷とあきた芸術村ミュージカル『ハルらんらん』」と題し、秋田県の乳頭温泉郷への旅行にご参加いただきました。



～『エレガンス旅行』～

旅行を目的とした、女性のための定期積金「Elegance」では、満期時に「エレガンス旅行」のご案内をしております。次回の旅行は平成29年11月に第8弾「紅葉の京都と湖東三山・比叡山・おごと温泉」を企画しております。

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、平成29年6月30日現在の総代数は76人で、会員数は10,410人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

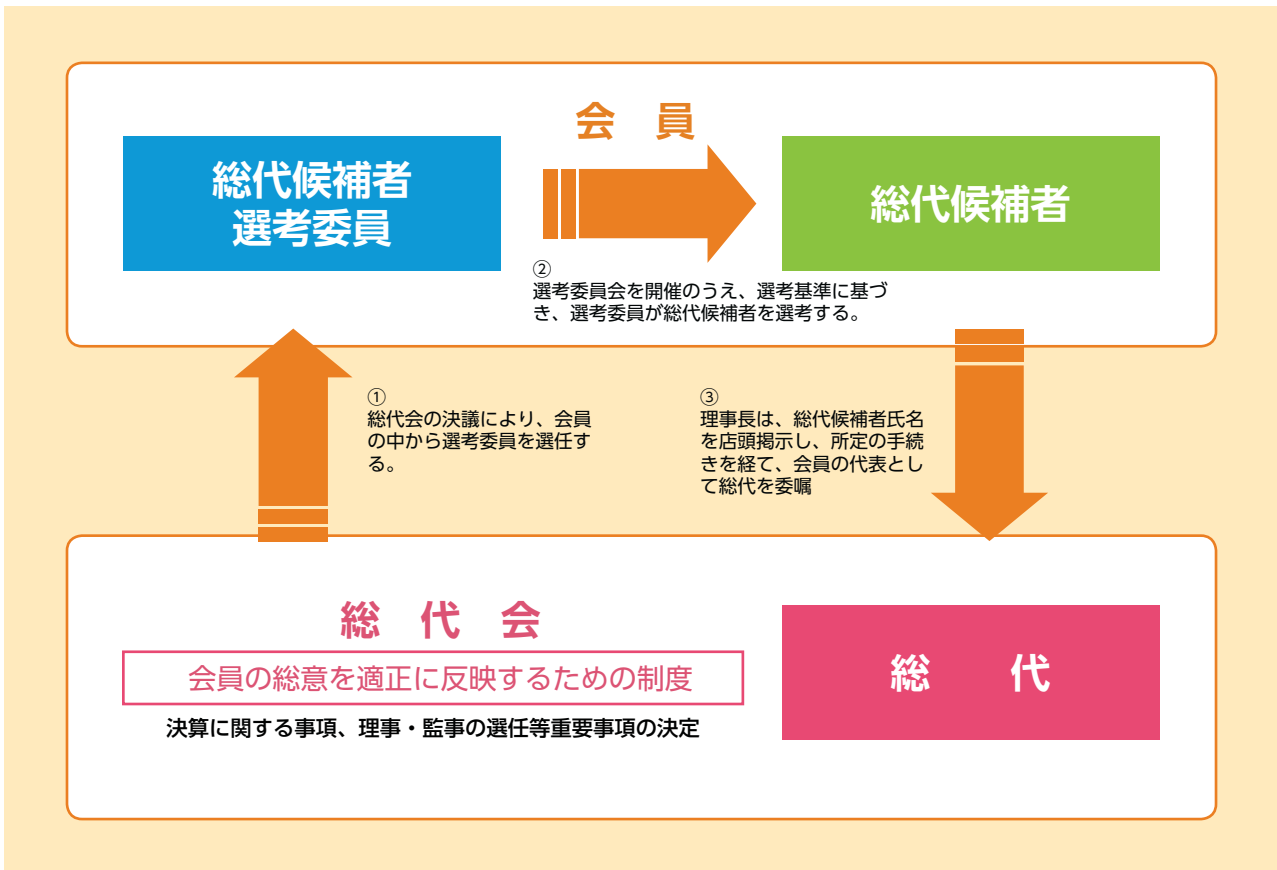
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

(3) 総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

（注）総代候補者の選考基準

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・その他総代会選考委員が適格と認めた方

■宮古信用金庫の総代会の仕組み



3. 第73回 通常総代会の決議事項等

第73回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

- (1) 報告事項
 - 第91期（自平成28年4月1日から至平成29年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- (2) 決議事項
 - 第1号議案 第91期剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 出資会員除名の件
 - 第3号議案 定款一部改正の件
 - 第4号議案 理事7名選任の件
 - 第5号議案 監事3名選任の件
 - 第6号議案 退任理事および退任監事に対し退職慰労金贈呈の件



4. 総代名一覧

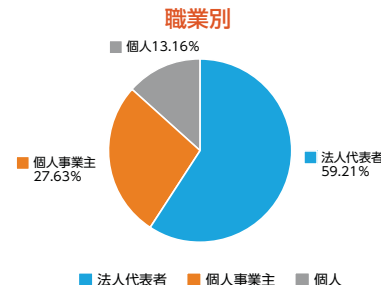
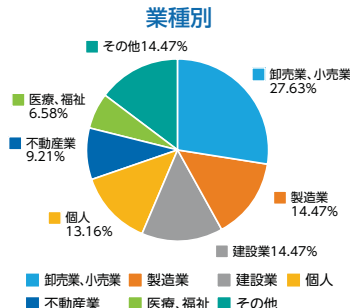
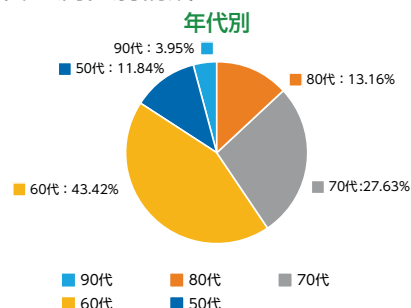
(敬称は略)

| 選任区域 | 定数 | 総代数 | 氏名 | | | | |
|------|------------------------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | 主な地名 | | | | | | |
| 第1区 | 宮古市（向町・本町・新川町・藤原・鎌ヶ崎・佐原・崎山・磯鶏・津軽石） | 21人 | 28人 | 古館善一⑤ | 藤田榮一郎⑬ | 高橋雅之⑥ | 花坂康太郎⑤ |
| | | 29人 | | 中島恭武④ | 佐々木政一② | 佐々木公② | 大久保博② |
| 第2区 | 宮古市（黒田町・横町・西町・末広町・大通・南町・栄町・田の神・山口） | 19人 | 25人 | 川崎利治④ | 川部正三⑫ | 石川浩⑥ | 伊藤里重④ |
| | | 25人 | | 山崎繁夫① | 島崎秀男③ | 小西信夫② | 沼里政彦② |
| 第3区 | 宮古市（千徳・刈屋・茂市・川井） | 7人 | 7人 | 中澤信夫① | 早野秀則① | 中村隆夫⑦ | 田崎一英⑦ |
| | | 9人 | | 松山光男⑤ | 齋藤俊市② | 三浦範夫③ | 金澤満③ |
| 第4区 | 下閉伊郡山田町 | 5人 | 7人 | 菊地辰志② | 古館英樹③ | 小堀内徳雄① | 伊藤勝博① |
| | | 7人 | | 山内啓三郎⑩ | 坂下幸康⑥ | 松原秀行④ | 松井正之④ |
| 第5区 | 釜石市・上閉伊郡大槌町 | 4人 | 3人 | 松橋孜④ | 齋藤眞琴④ | 齋藤肇③ | 三浦隆広③ |
| | | 5人 | | 小成茂正② | 阿部勝久① | 蛇口原司⑯ | 鈴木壽⑧ |
| 第6区 | 宮古市田老・下閉伊郡岩泉町・田野畑村、普代村 | 4人 | 6人 | 安達正三⑦ | 渡邊良英③ | 太田憲一郎④ | 中屋一④ |
| | | 5人 | | 鈴木勇平③ | 佐香一③ | 中嶋仁志② | 佐藤昇⑦ |
| 計 | | 60人 | 76人 | 三上新一郎⑦ | 三上敏⑤ | 小川一雄⑤ | 及川穰③ |
| | | 80人 | | 伊藤一也⑩ | 成ヶ澤仁明⑧ | 澤田令⑦ | 横田大樹④ |
| | | | | 松舘武美② | 中屋淳一② | 木村渡② | |
| | | | | 佐々木俊夫⑮ | 佐藤勤⑭ | 阿部武仁⑬ | 沼崎忠一郎⑦ |
| | | | | 木下慶市③ | 伊藤敏③ | 湊正美② | |
| | | | | 東龍男② | 後藤英輔② | 青木正紀① | |
| | | | | 田中和七④ | 赤沼正清③ | 林本卓男③ | 加藤俊郎③ |
| | | | | 上屋敷正明① | 吉水誠① | | |

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(平成29年6月30日現在)

≪総代の属性別構成比≫



※その他内訳

| | |
|---------------|-------|
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 3.95% |
| 農業、林業 | 2.63% |
| 飲食業 | 2.63% |
| 漁業 | 1.32% |
| 金融、保険業 | 1.32% |
| 物品賃貸業 | 1.32% |
| 教育、学習支援業 | 1.32% |

役員・組織図

コーポレートデータ

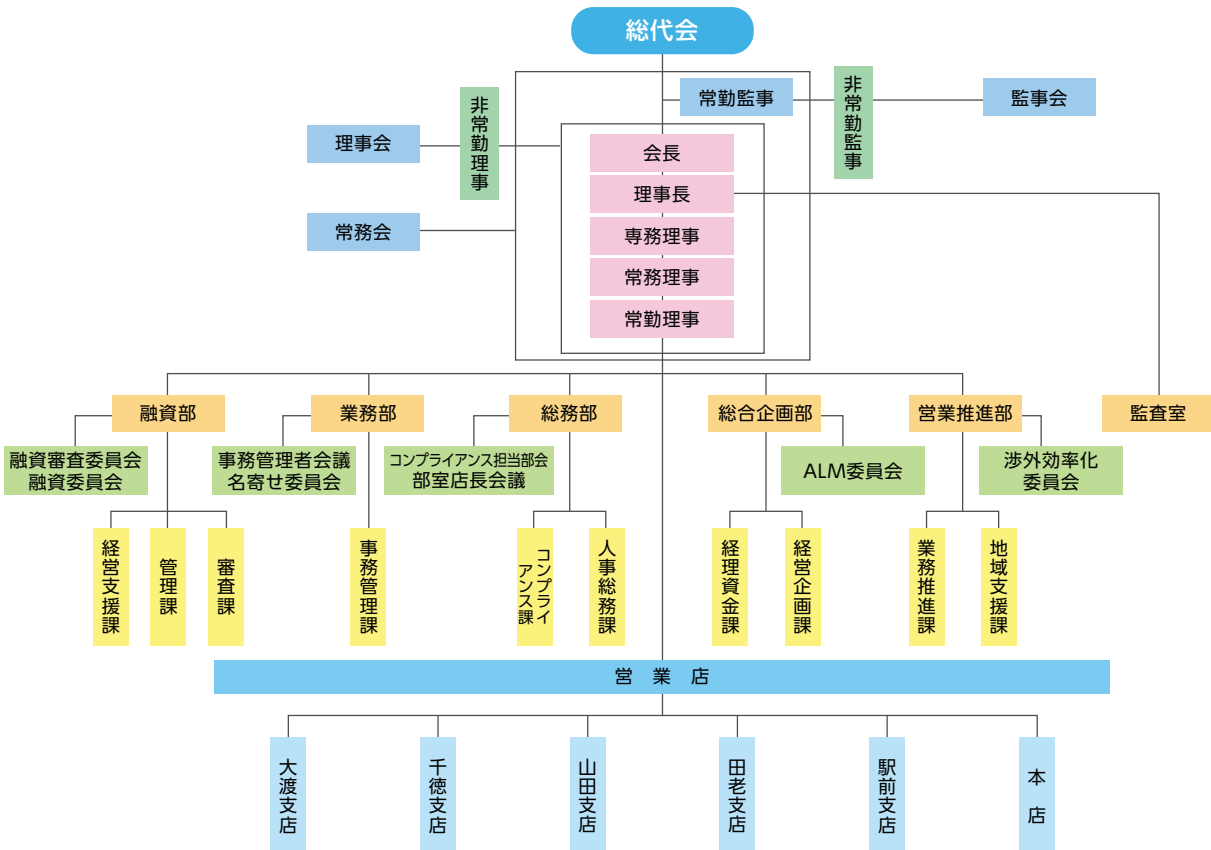
■役員一覧 (平成 29 年 6 月末現在)



| | | | | | |
|------|-----------|-------------|------------|-------------|-------|
| | 常勤監事 | 非常勤監事 | 非常勤監事 | 常勤理事 | 常勤理事 |
| <後列> | 小坂 哲郎 | 昆 裕司 ※2 | 田澤 豊 | 野澤 富士夫 | 鳥居 義典 |
| | 非常勤理事 | 専務理事 (代表理事) | 理事長 (代表理事) | 常務理事 (代表理事) | 非常勤理事 |
| <前列> | 菊池 長一郎 ※1 | 境田 裕之 | 齋藤 浩司 | 八木 光之 | 由濱 清人 |

※ 1 理事 菊池長一郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※ 2 監事 昆裕司は、信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。
 (平成 29 年 6 月末現在)

■業務組織図 (平成 29 年 6 月末現在)



■職員数・会員数・出資金

【職員数】

| | 24年度 (25年3月末) | 25年度 (26年3月末) | 26年度 (27年3月末) | 27年度 (28年3月末) | 28年度 (29年3月末) |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 職員数 | 76人 | 79人 | 77人 | 79人 | 80人 |
| （うち男子） | （ 46） | （ 45） | （ 45） | （ 49） | （ 46） |
| （うち女子） | （ 30） | （ 34） | （ 32） | （ 30） | （ 34） |
| 平均年齢 | 42歳3月 | 41歳7月 | 40歳5月 | 41歳4月 | 41歳3月 |
| 平均勤続年数 | 21年4月 | 20年6月 | 19年8月 | 20年6月 | 20年4月 |

【会員数】

| | 24年度 (25年3月末) | 25年度 (26年3月末) | 26年度 (27年3月末) | 27年度 (28年3月末) | 28年度 (29年3月末) |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 個人 | 9,982 | 9,927 | 9,821 | 9,750 | 9,689 |
| 法人 | 690 | 709 | 721 | 729 | 724 |
| 合計 | 10,672 | 10,636 | 10,542 | 10,479 | 10,413 |

【出資金・配当率】

| | 24年度 (25年3月末) | 25年度 (26年3月末) | 26年度 (27年3月末) | 27年度 (28年3月末) | 28年度 (29年3月末) |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 出資金 | 5,334,246千円 | 5,335,079千円 | 5,332,217千円 | 5,328,162千円 | 5,321,899千円 |
| 配当率（普通出資） | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 1.0% |
| （優先出資） | 0.2% | 0.2% | 0.15% | 0.15% | 0.11% |

■山田支店～みやしん山田相談プラザ～ 新築移転のお知らせ

東日本大震災で山田支店が被災して以降、旧県立山田病院内の仮店舗にて営業を行ってまいりましたが、平成29年4月17日（月）、山田町「まちなか再生エリア」内に町内金融機関第1号となる新店舗を新築移転いたしました。

新店舗は新たに「みやしん山田相談プラザ」の機能も備え、平日17時まで営業を行うなど、地域の皆様により便利にご利用いただけるようになりました。



平日は
9時～17時まで営業！

※15時から17時までは
相談業務のみの営業となります

毎月1回原則第2日曜日は
休日営業実施！

毎月1回 原則第2日曜日に休日営業を実施
営業時間：9時～16時
業務内容：融資相談、受付業務、資産運用
相談、その他の金融等に関する相談
※休日営業は相談業務のみとなります

■平成29年度 新入職員のご紹介

当金庫の将来を担う期待の新入職員4名が、入庫致しました！



経営管理体制

■貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確にお応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

■地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決議しております。
- ② お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「経営支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。
- ③ 職員を対象とした「目利き能力」(お客様の事業価値を見極める能力)を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

■平成29年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(平成21年12月4日から平成29年3月末までの累積実績)

(単位:百万円)

| | 申込み | | 実行 | | 謝絶 | | 審査中 | | 取下げ | |
|--------------------------------|-----|--------|-----|--------|----|----|-----|----|-----|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 中小企業のお客様向けの貸付債権 | 740 | 11,264 | 733 | 11,201 | 4 | 22 | 0 | 0 | 3 | 41 |
| うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 | 242 | 5,932 | 239 | 5,899 | 2 | 13 | 0 | 0 | 1 | 19 |
| 住宅資金お借入れのお客様向けの貸付債権 | 45 | 423 | 44 | 415 | 1 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注1) 上記係数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注2) 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

当金庫は平成25年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 融資部
電話番号 0193-62-3100 (直通)

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化してきております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

【経営管理（ガバナンス）】

経営管理（ガバナンス）とは、代表理事、理事および理事会による経営方針等の策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性および適切性を確保するため、経営管理（ガバナンス）が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持および預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

【自己資本管理】

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価および自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

【顧客保護等管理】

顧客保護等管理とは、顧客の保護および利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

- 当金庫において与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等およびその他顧客との間で業として行われる取引に関し顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
 - 顧客からの問い合わせ、相談、要望および苦情への対処が適切に処理されることの確保。
 - 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
 - 金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。
- 顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

【資産査定管理】

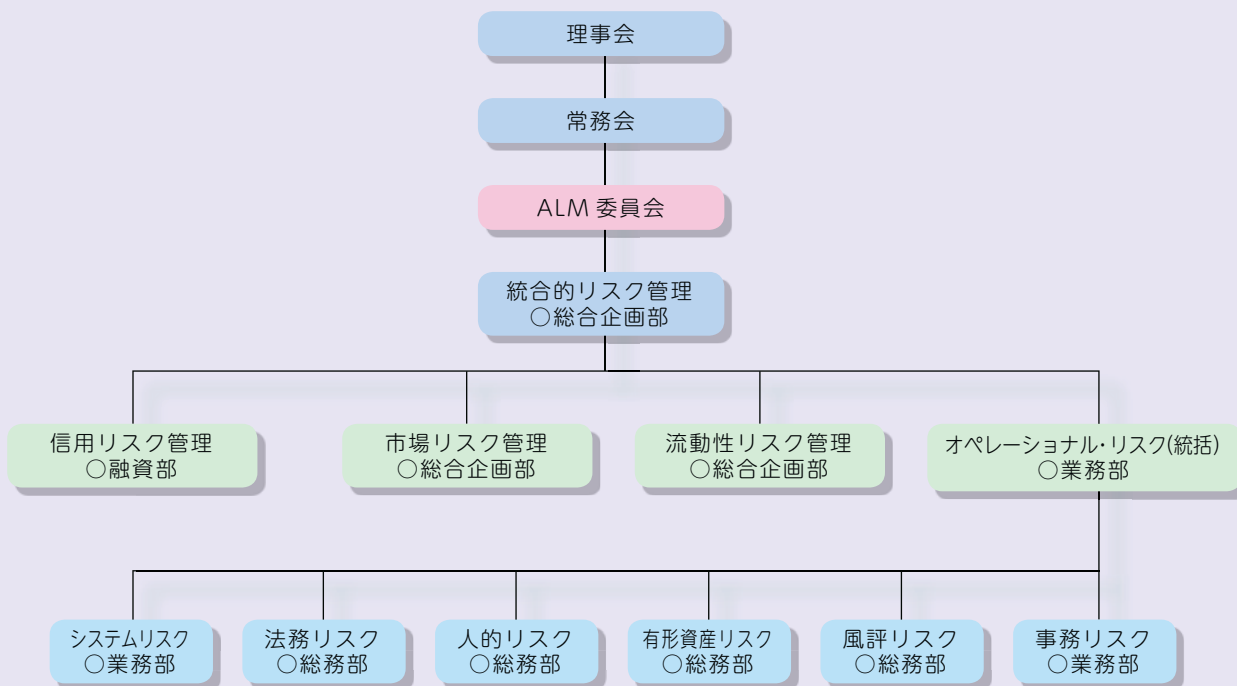
資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といいます。

【統合的リスク管理】

当金庫の直面するリスクおよび想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

統合的リスク管理では、自己資本算定および充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較・対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。

統合的リスク管理体制組織図



リスク管理体制

信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加、さらに全店の貸出担当者等を個別に融資部に招集して教育する「審査トレーニー制度」を導入するなど貸出審査能力の向上を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）。

当金庫では、下記、市場リスク管理同様に流動性リスク管理においても金庫業界のA L M（資産・負債の総合管理）システムを利用し、健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理の充実に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといいます。

1. 金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
2. 価格変動リスク
保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。
3. 為替リスク
為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
4. 信用リスク
財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。
当金庫では、経済、金利見通しなどに金庫業界のA L M（資産・負債の総合管理）システムを利用し、運用調達の方策を策定、実行しています。
今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

オペレーショナルリスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスク）をいいます。

▶事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

▶法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為（法令等違反行為）ならびにそのおそれのある行為が発生することで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

▶人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（給与・賞与・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

▶システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めております。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンティンジェンシー・プラン（災害時等危機管理計画）」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

▶有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

▶風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。

■コンプライアンス（法令等遵守）への取組みについて

法令等遵守とは、当金庫においては、単に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令（法律、施行規則等）、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性および適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

■利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役員等を対象に利益相反管理について研修等を実施いたしました。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に研修・教育等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役員等の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、平成19年9月施行の「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

■個人情報の保護に関する法律に対する対応について

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報（顧客情報）の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金庫 総務部

| | | | |
|-------|--------------------------|-------|--------------------|
| 住 所 | 〒 027-0082 岩手県宮古市向町 2-46 | 受付時間 | 信用金庫営業日 9:00～17:00 |
| T E L | 0193-62-2400 | F A X | 0193-63-2500 |
| | | 受付媒体 | 電話、手紙、面談 |

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

| | | | |
|-------|----------------------------|------|--------------------|
| 住 所 | 〒 103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 | 受付時間 | 信用金庫営業日 9:00～17:00 |
| T E L | 03-3517-5825 | 受付媒体 | 電話、手紙、面談 |

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫総務部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

| 名 称 | 東京弁護士会紛争解決センター | 第一東京弁護士会仲裁センター | 第二東京弁護士会仲裁センター |
|-------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 住 所 | 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 | 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 |
| T E L | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受 付 日 | 月～金（祝日、年末年始除く） | 月～金（祝日、年末年始除く） | 月～金（祝日、年末年始除く） |
| 時 間 | 9:30～12:00、13:00～15:00 | 10:00～12:00、13:00～16:00 | 9:30～12:00、13:00～17:00 |

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

主な商品・サービスのご案内

《主な預金業務について》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|-----------------------------|---|
| 総合口座 | 一冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。イザという時には定期預金の90%、最高200万円まで自動にご融資が利用いただけます。 |
| 普通預金 | 給料や年金のお受取り、公共料金の自動引落し等にご利用できます。キャッシュカードをご利用になれば、全国の信用金庫・銀行などでお引出しができます。 |
| 決済用普通預金（無利息型） | 決済用預金の3要件(無利息・要求払い・決済サービス)を満たした普通預金です。なお、預金保険制度により全額保護されます。 |
| 教育資金一括贈与専用普通預金 | 教育資金の一括贈与の非課税措置(平成25年10月1日～31年3月31日)の適用を受けるための専用口座です。(1円以上1,500万円以下) |
| 結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金 | 結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置(平成27年9月1日～31年3月31日)の適用を受けるための専用口座です。(1円以上1,000万円以下) |
| 当座預金 | 手形や小切手をご利用いただくための預金です。会社・商店のお取引に便利です。なお、預金保険制度により全額保護されます。 |
| 貯蓄預金 | 普通預金の便利さと定期預金のような有利さをセットし、お預け入れの残高によって利率が変わる出し入れ自由な預金です。普通預金と貯蓄預金との間で自動振替(スウィング)ができます。 |
| 納税準備預金 | 納税資金を計画的にご準備していただく預金です。お利息は非課税ですが、納税以外でご利用の際は、お利息が課税の対象になります。 |
| 通知預金 | まとまった資金の短期運用に最適です。据置期間7日以上で、お引出しの際は2日前までにご通知が必要です。 |
| 定期預金 | まとまったお金を有利に増やせるお利息がお得な預金です。 |
| スーパー定期預金 | 自由金利預金です。期間は1ヵ月～5年以内、1,000万円未満の資金の運用に適した預金です。 |
| 大口定期預金 | 1,000万円以上のまとまった資金の運用として1ヵ月～5年以内の期間が自由に選べる預金です。 |
| 期日指定定期預金 | 1年複利で、最長3年までお預入れいただけます。お預入れ後1年を経過すると、1ヵ月前のご連絡で、いつでもお引出しになります。 |
| 変動金利定期預金 | 市場金利の動向に合わせて、6ヵ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預かり期間は1年～3年となっています。 |
| しんきん年金優遇定期預金「おもいやり」 | 当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期預金です。期間は1年で300万円までご利用いただけます。 |
| 会員優遇定期預金「しんきんメンバーズ」 | 当金庫の出資会員で個人の方を対象にした金利優遇定期預金(預入金額：10万円以上200万円以下)です。期間3年の自動継続で、店頭表示金利に年0.02%上乗せした利率でお預入れいただけます。 |
| 積立定期預金 | 満期日を設定いただき、期間内はいつでもお好きな時に1回あたり1,000円以上を積立できます。 |
| 定期積金 | 事業の拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に準備する預金です。 |
| スーパー積金 | 目的にあわせ期間を自由に決めて毎月決まった金額をお積立いただく預金です。契約時の利率は満期まで変わりません。期間は6ヵ月から5年までです。 |
| 年金受給者専用隔月積金「浪漫くらぶ」 | 当金庫で年金をお受取りいただいている方への金利優遇定期積金です。年金受給月に掛け金を払い込みいただけます。 |
| 女性専用自由金利型定期積金 女性専科「エレガンス」積金 | 期間1年8ヵ月(掛込回数20回)の女性専用の定期積金です。契約者の方へは、「エレガンス旅行」への参加ご案内を差し上げています。 |

(平成29年7月末現在)



主な商品・サービスのご案内

《主な融資商品について》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|---------------------------|--|
| みやしんカードローン | お使いみちは自由、カードが必要ときにA T Mからローンが受けられます。 (ご利用限度額 10万円～300万円、10万円単位) |
| カードローンS | お使いみちは自由、カードが必要ときにA T Mからローンが受けられます。 (ご利用限度額 100万円・200万円・300万円) |
| しんきんきゃっする | お使いみちは自由、カードが必要ときにA T Mからローンが受けられます。 (ご利用限度額 50万円～900万円、10万円単位) |
| 教育カードローン | 教育資金を必要とするお客様に、ご利用限度額の範囲内で必要な時に必要な分だけA T Mでお借入れいただけます。 (ご利用限度額 100万円～500万円、50万円単位) |
| 「金利選択型」 しんきん住宅ローン | 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (固定金利選択型・変動金利型 50万円以上8,000万円以内(借地上の建物の場合は3,000万円以内)、期間1年以上35年以内(借地上の建物の場合は1年以上30年以下)) |
| みやしん住宅ローン (全国保証(株)保証付) | 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (変動金利型・固定金利選択型 100万円以上1億円以内(ただし保証会社の定める担保評価額の200%以内)、期間2年以上35年以内)) |
| 全期間固定金利住宅ローン | 住宅(土地・建物)の購入、新築増改築、借換資金等にご利用いただけます。 (全期間固定金利方式・100万円以上5,000万円以内、期間1年以上35年以内) |
| 住宅ローン「復興」 | 地域復興支援住宅ローンとして、新築・中古住宅・土地の購入、増改築・リフォーム資金、借換資金等にご利用いただけます。 被災者特例として取扱手数料の優遇がございます。 (変動金利型 50万円以上5,000万円以内 500万円以内の場合無担保扱い可、期間35年以内) |
| しんきん無担保住宅ローン | 最高1,500万円まで担保・保証人不要で自宅の購入・リフォーム資金、住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます。 (期間3ヵ月以上20年以内) |
| しんきん教育プラン | 入学金、授業料等の学校納付金およびアパート代等教育に必要な資金にご利用いただけます。 (ご融資金額1,000万円以内、期間3ヵ月以上16年以内) |
| 極度型教育ローン 「学資応援団」 | 教育資金を必要とするお客様にあらかじめ貸付予約枠を設定いただけます。極度額以内であれば何度でも必要なだけお借入ができます。在学期間中は元金返済の据置きも可能です。(ご利用限度額100万円～500万円、50万円単位) |
| しんきんカーライフプラン | 新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (1,000万円以内、期間3ヵ月以上10年以内) |
| マイカーローンモア | 新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検・修理費用等にご利用いただけます。 (10万円以上500万円以内、期間8年以内) |
| フリーローンS | お使いみちは自由です。事業資金は除きます。(10万円以上500万円以内、期間10年以内) |
| オールマイティ | お使いみちは自由です。事業資金にもご利用いただけます。(10万円以上500万円以内、期間6ヵ月以上10年以内(ただし、300万円以下は7年以内)) |
| しんきん個人ローン | 健康で文化的な生活を営むために必要な資金としてご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内) |
| しんきん福祉プラン | 親族のための介護用機器購入等費用や老人ホーム入居一時金などの資金にご利用いただけます。(500万円以内、期間3ヶ月以上10年以内) |
| みやしん災害復旧ローン | 東日本大震災、または台風10号により被災された個人の方が対象となります。家屋等の復旧にかかる資金を迅速に提供し地域の復興を支援いたします。(500万円以内、期間3ヵ月以上10年以内) |
| シニアライフローン | 満60歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方を対象のローンです。充実したシニアライフにお役立てください。 (100万円以内、期間3ヶ月以上10年以内) |
| 事業者カードローン | 運転資金・設備資金をご利用限度内ならいつでもカードで、何回でもご利用いただけます。 |
| 事業資金融資 | 割引手形(一般商業手形の割引)、手形貸付(仕入資金など短期資金の融資)、証書貸付(設備資金などの長期資金の融資)、当座貸越(事業資金の自動融資)の取扱いをしております。 |
| スモールビジネスローン | 50万円以上300万円以内で事業に必要な運転資金・設備資金(借換資金可)としてご利用いただけます。(期間6ヵ月以上5年以内) |
| みやしん絆 | 地域復興支援融資として、原則、無担保で事業の運転資金・設備資金をご融資いたします。 (300万円以内、手形貸付1年以内、証書貸付5年以内) |
| しんきんプロGRESS | 当金庫会員である法人企業・個人事業主のお客様を対象に、スコアリング審査にて岩手県信用保証協会保証による事業資金をご融資いたします。 |
| 代理業務と制度融資 | 信金中央金庫・日本政策金融公庫などの代理業務と岩手県・宮古市・釜石市・山田町の制度融資を取扱っております。 |

個人向け

事業者向け

《国債窓販業務》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|----------|---|
| 国債等の窓口販売 | お客様の多様化する資産運用ニーズに対応するため、個人向け国債窓口販売を行っています。非課税制度(マル優・特別マル優)がご利用いただけます。 |

《保険窓販業務》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|------|---|
| 生命保険 | 個人年金保険・一時払終身保険・長期平準払保障性商品、事業者向け定期保険・医療保険をお取り扱いしております。 |
| 損害保険 | 火災保険(住宅ローン関連)・自動車保険をお取り扱いしております。 |

《為替業務》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|----------------|--|
| 送金 振込 取立 | 当金庫本支店をはじめ、全国各地の金融機関のご指定の口座へ迅速にお振込ができます。A T Mによるお振込もお取り扱いしております。また、金融機関の手形・小切手もお取立いたします。 |

(平成29年7月末現在)

《サービス業務》

| 種 類 | 内 容 ・ 特 色 |
|-----------------------------------|--|
| キャッシュカードサービス | キャッシュカードで全国の信用金庫のCD・ATMでご入金、ご出金、残高照会ができます。また、全国キャッシュサービス「MICS」マークのある金融機関でご出金、残高照会ができます。 |
| 自動支払い | 公共料金、各種保険料、クレジットカード利用料金等がご指定の口座から自動的に支払われます。 |
| 自動受取り | お給料、各種年金、配当金等が自動的にご指定の預金口座に振込まれます。安全、確実、振込まれたその日から預金としてお利息がつき、キャッシュカードでお引き出しできます。 |
| クレジットカード | VISAカードの取次業務を行っており、公共料金等のお支払いにもご利用いただけます。日本国内のみでなく世界中でご利用いただけます。 |
| 夜間金庫 | 当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりします。翌営業日には、ご指定の預金口座へ入金いたします。本店および駅前支店をご利用いただけます。 |
| アンサーサービス | お使いのFAXや電話に振込入金や取立入金のご連絡を自動的に送ります。また、口座の残高や取引履歴の照会ができます。 |
| テレホン banking | いつでも、どこでも電話1本で残高照会、入出金明細照会、振込・振替ができます。ただし、キャッシュカードをお持ちの口座に限ります。 |
| ホーム banking ファーム banking | 設置の端末機の操作で当金庫本支店をはじめ全国各地の金融機関への振込ができますから、ご来店の手間が省け、資金の効率化に役立ちます。また、総合振込、給与振込等のサービスもお取り扱いできます。 |
| インターネット（個人・法人） banking（IB） | 自宅等のパソコン、モバイル端末、携帯電話からインターネットを利用して、預金口座の残高照会、入出金明細照会、振込・振替等を行うサービスです。 |
| マルチペイメント（MPN） | IBを利用して国庫金等のお支払いができます。 |
| サッカーくじ（toto スポーツ 振興くじ）当せん金払戻業務 | 窓口で当選金の払い戻し業務を行っております。本店及び大渡支店でお取り扱いしております。 |
| 日本銀行歳入代理店 | 法人税、所得税、消費税等国税の納付が、全店で可能です。また、自動振替のお取り扱いをしております。 |
| 外国通貨の両替 | 外国紙幣（米ドルのみ）との両替のお取り扱いをしております。海外へお出かけの際などにご利用ください。本店でお取り扱いしております。 |
| しんきん電子マネー チャージサービス | お客様の預金口座から携帯電話やスマートフォンに電子マネー（Edy）をチャージ（入金）できるサービスです。 |
| でんさいネットサービス | 株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権（でんさい）」を利用するためのサービスです。当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。 |

（平成29年7月末現在）

商品利用にあたっての留意事項

商品のご利用にあたっては、変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下したり、中途のご解約により金利の変更や手数料を伴う場合もありますので、必ず商品概要説明書等をご確認ください。

また、都合により、やむを得ず取扱いをとり止めさせていただく場合があります。

なお、これらの商品についてのお問い合わせは、当金庫本支店の窓口、渉外担当者または電話相談窓口（0193-62-2400・当金庫営業推進部業務推進課内）で承ります。



手数料のご案内

■振込手数料 (1件につき)

| 振込の種類 | | 金額区分 | 窓口取扱分 | ATM 取扱分 | HB・FB・ IB取扱分 |
|-------------|----|-------|-------|------------|-----------------|
| 同一店舗内 ※1 | — | 3万円未満 | 108円 | 無料 | 無料 |
| | | 3万円以上 | 324円 | 無料 | 無料 |
| 本支店あて ※2 | 電信 | 3万円未満 | 216円 | 108円 | 108円 |
| | | 3万円以上 | 432円 | 324円 | 324円 |
| 他金融機関 あて | 電信 | 3万円未満 | 540円 | 432円 | 432円 |
| | | 3万円以上 | 756円 | 648円 | 648円 |
| | 文書 | 3万円未満 | 540円 | | |
| | | 3万円以上 | 756円 | | |

※1 田老支店(本店窓口取扱内)の同一店舗内窓口取扱分は、無料とします。
 ※2 田老支店あての本支店間振込窓口取扱分は、同一店舗内の料金とします。
 ※3 ATM振込を他行カードをご利用の場合ATM利用手数料として108円かかります。

■送金手数料 (1件につき)

| | 手数料 |
|------|------|
| 電信扱い | 864円 |
| 普通扱い | 648円 |

■代金取立手数料 (1通につき)

| | | | 手数料 |
|-----------------|-------------|------|------|
| 同一手形 交換所外 | 他金融 機関あて | 至急扱い | 864円 |
| | | 普通扱い | 648円 |
| | 本支店間 | | 432円 |
| 同一手形交換所内(自店分以外) | | | 216円 |

■他店券取扱手数料 (1通につき)

| | 手数料 |
|------------------|------|
| 同一手形交換所内(本支店間以外) | 216円 |

■例外扱い諸手数料 (1件あるいは1通につき)

| | 手数料 |
|-----------|------|
| 不渡手形返却料 | 648円 |
| 取立手形組戻料 | 648円 |
| 取立手形店頭呈示料 | 648円 |
| 送金・振込の組戻料 | 648円 |

■ATM利用手数料

| 種類 | 利用時間 | | 出金手数料 | 入金手数料 |
|-------------|---------|-------------|-------|-------|
| 当金庫 カード | 平日 | 8:00~8:45 | 無料 | 無料 |
| | | 8:45~18:00 | | |
| | | 18:00~21:00 | | |
| | 土曜日 | 8:45~19:00 | 108円 | |
| | 日曜日・祝休日 | 9:00~19:00 | | |
| 他金庫 カード | 平日 | 8:00~8:45 | 108円 | 108円 |
| | | 8:45~18:00 | 無料 | 無料 |
| | | 18:00~21:00 | | |
| | 土曜日 | 8:45~19:00 | 108円 | 108円 |
| | 日曜日・祝休日 | 9:00~19:00 | | |
| 他行 カード | 平日 | 8:00~8:45 | 216円 | 216円 |
| | | 8:45~18:00 | 108円 | 108円 |
| | | 18:00~21:00 | | |
| | 土曜日 | 8:45~19:00 | 216円 | 216円 |
| | 日曜日・祝休日 | 9:00~19:00 | | |
| ゆうちょ カード | 平日 | 8:00~8:45 | 216円 | 216円 |
| | | 8:45~18:00 | 108円 | 108円 |
| | | 18:00~21:00 | 216円 | 216円 |
| | 土曜日 | 8:45~9:00 | 216円 | 216円 |
| | | 9:00~14:00 | 108円 | 108円 |
| | | 14:00~19:00 | 216円 | 216円 |
| | 日曜日・祝休日 | 9:00~19:00 | | |

■両替手数料

| 両替枚数 | 手数料 |
|---------------|-----------------|
| 100枚以下 | 無料 |
| 101枚~500枚 | 216円 |
| 501枚~1,000枚 | 324円 |
| 1,001枚~2,000枚 | 540円 |
| 2,001枚~3,000枚 | 864円 |
| 3,001枚以上 | 1,000枚ごとに324円加算 |

※同時(日)に複数の両替を依頼される場合は、1回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
 ※預金口座へ入金後、直ちに金種を指定して払戻す場合など、実質両替と変わらないお取引も対象とさせていただきます。

■両替機利用手数料

| 項目 | 手数料 |
|--------------------|---------|
| 両替機専用カード利用手数料(年額) | 16,848円 |
| 両替機専用カード再発行手数料(1枚) | 1,080円 |

■しんきん携帯電子マネーチャージサービス手数料 (1回あたり)

| 項目 | 手数料 |
|-----------|-----|
| 15,000円未満 | 54円 |
| 15,000円以上 | 無料 |

■その他手数料

| 項目 | 手数料 |
|--|------------------|
| 当座関連手数料 | |
| 普通当座手形用紙(1冊) | 432円 |
| 小切手帳(1冊) | 432円 |
| 専用手形当座開設料 | 3,240円 |
| 専用手形発行手数料(1枚) | 540円 |
| 再発行手数料 | |
| 通帳・証書再発行(1冊) | 1,080円 |
| CD・ローンカード再発行(1枚) | 1,080円 |
| 国債窓販保護預り手数料(年額) | 1,296円 |
| 個人向け国債窓販保護預り手数料 | 無料 |
| 株式等払込手数料 | 払込金の1000分の2×108% |
| 証明書等発行手数料 | |
| 残高証明書・利息証明書 | |
| 都度発行(1通あたり) | 432円 |
| 定例発行(1通あたり) | 216円 |
| 残高証明書(監査法人向け) | 1,080円 |
| 取引証明書(1件あたり) | 1,080円 |
| 取引明細表(1枚あたり) | 108円 |
| 個人情報開示手数料 | 540円 |
| 夜間金庫使用手数料 | |
| 月額基本料 | 1,080円 |
| 入金帳(1冊) | 2,160円 |
| テレホンバンキング契約手数料(月額) | 216円 |
| ホームバンキング基本手数料(月額) | 540円 |
| ファームバンキング基本手数料(月額)(ホームバンキング含む) | 2,160円 |
| 個人インターネットバンキング基本手数料(月額) | 216円 |
| 法人インターネットバンキング基本手数料(月額)オンライン(照会、振込・振替)のみ利用 | 1,080円 |
| 法人インターネットバンキング基本手数料(月額)データ伝送も利用(すべて利用) | 2,160円 |
| 貯蓄預金払戻回数超過手数料 | 無料 |

融資関係手数料

■住宅ローン手数料

| 項 目 | | 手数料 | |
|--|--|-----------------|-----------|
| 新規取扱手数料 | しんきん保証基金付住宅ローン | 融資金額 1,000 万円以下 | 54,000 円 |
| | | 融資金額 1,000 万円超 | 108,000 円 |
| | しんきん無担保住宅ローン しんきんリピートプラン (無担保住宅) | 融資金額 500 万円以下 | 無料 |
| | | 融資金額 500 万円超 | 10,800 円 |
| | しんきんキャップローン | 融資金額 1,000 万円以下 | 54,000 円 |
| | | 融資金額 1,000 万円超 | 108,000 円 |
| | 全国保証 (株) 付住宅ローン | 全国保証 (株) 分 | 54,000 円 |
| | | 当金庫分 | 10,800 円 |
| | 全期間固定金利住宅ローン | 融資金額 1,000 万円以下 | 54,000 円 |
| | | 融資金額 1,000 万円超 | 108,000 円 |
| | アパートローン | 融資金額 1,000 万円以下 | 54,000 円 |
| | | 融資金額 1,000 万円超 | 108,000 円 |
| 融資金額 3,000 万円超 | | 216,000 円 | |
| その他住宅資金 | 融資金額 1,000 万円以下 | 54,000 円 | |
| | 融資金額 1,000 万円超 | 108,000 円 | |
| 固定金利選択手数料 | 固定金利再選択時手数料 [しんきん保証基金付住宅ローン・全国保証 (株) 付住宅ローン] | 5,400 円 | |
| 条件変更手数料 | 全ての条件変更 | 5,400 円 | |
| 繰上償還手数料 (しんきん無担保住宅ローン、しんきんリピートプラン (無担保住宅) 含む) | 変動金利期間中 | | |
| | 一部繰上償還 | | 3,240 円 |
| | 全額繰上償還 「償還年数 3 年以内」 | | 3,240 円 |
| | 全額繰上償還 「償還年数 3 年超 5 年以内」 | | 2,160 円 |
| | 全額繰上償還 「償還年数 5 年超 7 年以内」 | | 1,080 円 |
| | 全額繰上償還 「償還年数 7 年超」 | | 無料 |
| | 固定金利期間中 | | |
| | 一部繰上償還 | | 21,600 円 |
| | 全額繰上償還 「残債額 100 万円以上」 | | 32,400 円 |
| | 全額繰上償還 「残債額 100 万円未満」 | | 無料 |

■不動産担保事務取扱手数料

| 項 目 | 手数料 | |
|-----------------|-----------------------|-----------|
| | 営業区域内担保のみ | 営業区域外担保含む |
| 住宅ローン以外の担保設定の場合 | 1,000 万円未満 | 10,800 円 |
| | 1,000 万円以上～5,000 万円未満 | 21,600 円 |
| | 5,000 万円以上 | 32,400 円 |

| 項 目 | 手数料 |
|--|---------|
| 住宅ローン以外の担保設定の場合 | 5,400 円 |
| ①追加担保・一部放棄・極度額変更・順位変更・譲渡等変更の都度 | 5,400 円 |
| ②上記①に約定変更が伴う場合 【返済方法・期限延期・保証人変更・債務者変更 (死亡時を除く)】 | 5,400 円 |

■その他事務取扱手数料

| 項 目 | 手数料 | |
|--|------------|----------|
| 融資予定証明書発行手数料 | 5,400 円 | |
| 信用金庫抄本・印鑑証明書 (資格証明書含む) | 1,080 円 | |
| 割引手形 (1 枚につき) | 当金庫手形 | 108 円 |
| | 他行手形 | 216 円 |
| 見合手形 (1 枚につき) | 当金庫手形 | 108 円 |
| | 他行手形 | 216 円 |
| 手形貸付 (新規・書替手形 1 枚につき) | 108 円 | |
| 証券貸付 (融資案件 1 件につき) ※ただし、不動産担保扱い・保証付消費者ローン等は除く | 108 円 | |
| 流動資産担保管理手数料 | 個別担保 | 2,160 円 |
| | 根保証 (当座貸越) | 10,800 円 |

■でんさいサービス利用手数料

| 項 目 | 手数料 | |
|---------------------------------|-----------------------|---------|
| 基本手数料 ※法人インターネットバンキングご契約者は無料 | 1,080 円 | |
| 債務者利用基本契約 | 無料 | |
| 発生記録 | お客様端末ご利用 | 216 円 |
| | 窓口 | 648 円 |
| 譲渡記録 | お客様端末ご利用 | 108 円 |
| | 窓口 | 432 円 |
| 分割譲渡記録 | お客様端末ご利用 | 216 円 |
| | 窓口 | 540 円 |
| 開示 | お客様端末ご利用 | 無料 |
| | 窓口 (当金庫割引利用の場合は無料) | 432 円 |
| 特例開示 | 窓口のみ | 3,240 円 |
| 残高証明書 (都度発行) | 窓口のみ | 4,320 円 |

| 項 目 | 手数料 | |
|------------------------|----------|---------|
| 残高証明書 (定例発行) | 窓口のみ | 2,376 円 |
| | お客様端末ご利用 | 216 円 |
| 保証記録 | 窓口 | 432 円 |
| | お客様端末ご利用 | 無料 |
| 通常変更記録 | 窓口 | 432 円 |
| | お客様端末ご利用 | 無料 |
| 変更記録 (書面) | 窓口のみ | 2,160 円 |
| 支払等記録 | お客様端末ご利用 | 無料 |
| | 窓口 | 432 円 |
| 記録の訂正 (書面) | 窓口のみ | 2,160 円 |
| 口座間決済 (受取) | — | 324 円 |
| 支払不能情報照会 | 窓口のみ | 3,240 円 |
| でんさい割引 ※でんさい 1 件につき | 窓口のみ | 108 円 |

☆取扱い手数料等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
(上記手数料には消費税相当額が含まれております。)

(平成29年7月末現在)

営業地区・店舗網

当金庫は、宮古市・釜石市・下閉伊郡全域・上閉伊郡大槌町を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

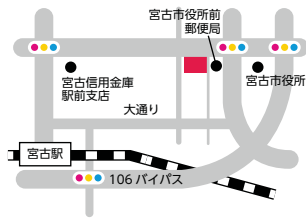
地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

営業地区一覧

- 岩手県宮古市
- 釜石市
- 下閉伊郡山田町
- 岩泉町
- 田野畑村
- 普代村
- 上閉伊郡大槌町

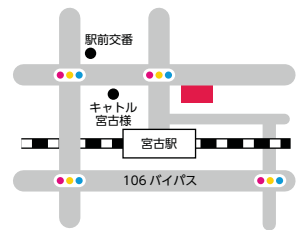


本店・本部



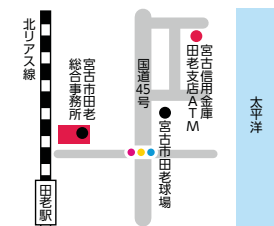
〒 027-0082 宮古市向町 2-46
 本店 TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430
 本部 TEL 0193-62-2400 FAX 0193-63-2500
 ・toto 払出し業務取扱店

駅前支店・みやしん駅前相談プラザ



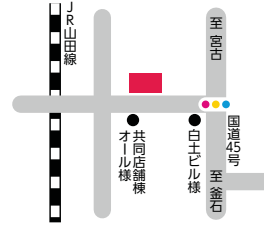
〒 027-0084 宮古市末広町 7-26
 駅前支店 TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636
 相談プラザ(2階) TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131

田老支店



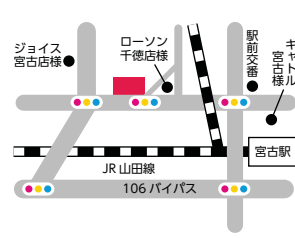
〒 027-0306 宮古市田老字川向 63-1
 (仮設事務所・宮古市田老総合事務所庁舎内1階)
 田老支店 TEL 0193-87-2555 FAX 0193-87-2556
 (田老支店については、本店内に臨時窓口を設置しています。)

山田支店・みやしん山田相談プラザ



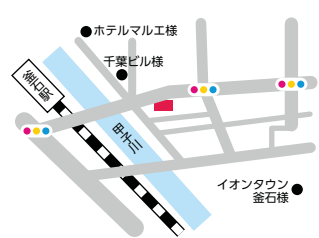
〒 028-1342 下閉伊郡山田町川向町 7-24
 山田支店 TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116
 (相談プラザの電話・FAX番号は、山田支店と同一です。)

千徳支店



〒 027-0054 宮古市太田 1丁目 3-3
 千徳支店 TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312

大渡支店



〒 026-0025 釜石市大渡 1丁目 1-4
 大渡支店 TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109
 ・toto 払出し業務取扱店

店舗ATM・店舗外ATMのご案内

○店舗ATM取扱時間

| 店舗名 | 所在地 | 電話番号 / FAX | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|-------------|---|---|---|------------|------------|
| 本店 | 〒027-0082 宮古市向町 2-46 ・toto 払出し業務取扱店 | TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430 | 8:30～20:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| 駅前支店 | 〒027-0084 宮古市末広町 7-26 | TEL 0193-62-5634 FAX 0193-62-5636 | 8:00～21:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| みやしん駅前相談プラザ | 駅前支店 2階 | TEL 0193-62-5633 FAX 0193-64-5131 | 営業時間 ○平日 月曜日 9:00～19:00 火～金 9:00～17:00 ○休日営業日 原則第3日曜日 9:00～16:00 | | |
| 田老支店 | 本店内に臨時窓口 〒027-0306 宮古市田老字川向 63-1 (仮設事務所: 宮古市田老総合事務所庁舎内 1階、ATM設置: 道の駅たろう敷地内) | 本店内に臨時窓口 TEL 0193-62-1021 FAX 0193-64-4430 仮設事務所 TEL 0193-87-2555 FAX 0193-87-2556 | 8:45～21:00 | 8:45～19:00 | 9:00～19:00 |
| 山田支店 | 〒028-1342 下閉伊郡山田町川向町 7-24 | TEL 0193-82-2455 FAX 0193-82-2116 | 8:45～21:00 | 8:45～19:00 | 9:00～19:00 |
| 千徳支店 | 〒027-0054 宮古市太田 1丁目 3-3 | TEL 0193-63-1311 FAX 0193-63-1312 | 8:45～21:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| 大渡支店 | 〒026-0025 釜石市大渡 1丁目 1-4 ・toto 払出し業務取扱店 | TEL 0193-22-1405 FAX 0193-24-2109 | 8:45～20:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |

※田老支店は、田老総合事務所庁舎内 1階に仮設事務所を設置し、お客様相談所として運用しております。

○店舗外ATMコーナー (共同含む)

| 店外自動機出張所名 | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|-------------------------|-------------|-------------|------------|
| 西町出張所 | 8:45～20:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| 河南出張所 | 8:45～21:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| みなみ出張所 | 8:45～21:00 | 8:45～19:00 | 9:00～19:00 |
| 佐原出張所 | 8:45～20:00 | 8:45～17:00 | 9:00～17:00 |
| 宮古市役所出張所 | 8:45～19:00 | 8:45～17:00 | - |
| 宮古サービスセンター出張所 (県立宮古病院内) | 9:30～18:00 | 9:30～17:00 | - |
| マリンコープドラ出張所 (宮古市小山田) | 10:00～20:00 | 10:00～20:00 | 9:00～20:00 |
| 上中島出張所 (サンデー釜石店駐車場内) | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 | 8:00～21:00 |

みやしん駅前相談プラザ [駅前支店 2階]
平日は 17時まで 月曜日は 19時まで営業!
～毎月、第3土曜日も営業中～

営業時間
 ・月曜日 9:00～19:00
 ・火～金 9:00～17:00
 ・休日営業 (原則第3土曜日) 9:00～16:00

みやしん山田相談プラザ [山田支店]
平日は 17時まで営業!
～毎月、第2日曜日も営業中～

営業時間
 ・平日 9:00～17:00
 ・休日営業 (原則第2日曜日) 9:00～16:00

しんきん
ゼロネット
サービス

信用金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫が所有する自動機 (ATM・CD) で、利用手数料が無料です
《ゼロネットサービスタイム》

●平日 8:45～18:00 お引出・お預け入れ

・上記以外の時間帯および土・日・祝日のATMのご利用には所定の手数料が必要です。
 ・本サービスの対象とならない信用金庫ATMが一部ございます。





信金中央金庫 ~信用金庫のセントラルバンク~

Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成29年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約32兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献



上記計数は、平成29年3月末現在

上記計数は、平成29年3月末現在（速報）

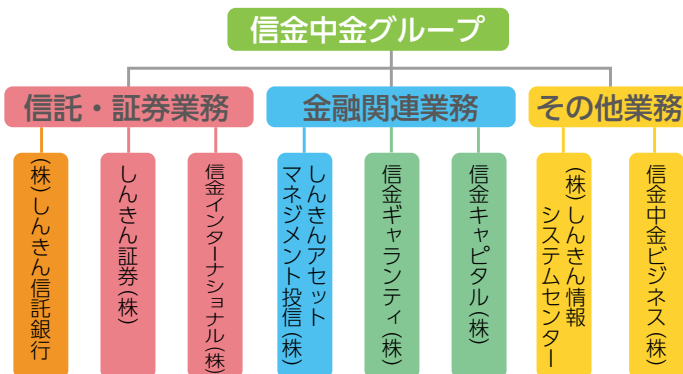
個別金融機関としての役割

- ▽総合的な金融サービスを提供する金融機関
信金中金グループとして
総合的な金融サービスを提供
- ▽わが国有数の機関投資家
約36兆円にのぼる巨大な運用資産
- ▽地域社会に貢献する金融機関
地公体向け融資・PFI・代理貸付など

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

- ▽信用金庫の業務機能の補完
中小企業金融等のサポート、
業界ネットワークを活用した信用金庫取引先
支援、市場関連業務や決済業務、
人材育成のサポート等
- ▽信用金庫業界の信用力の維持・向上、経営相談、
ALM・リスク管理支援、情報提供等

総合力で地域金融をバックアップ



邦銀トップクラスの格付

| 格付機関 | 長期格付 |
|-------------------|------|
| ムーディーズ (Moody's) | A1 |
| スタンダード&プアーズ (S&P) | A |
| 格付投資情報センター (R&I) | A+ |
| 日本格付研究所 (JCR) | AA |

平成29年4月末現在

CONTENTS

| | |
|-------------------------------------|----|
| ○最近5年間の主要な経営指標の推移 | 35 |
| ○主要な業務の状況を示す指標 | 35 |
| 1. 業務粗利益 | |
| 2. 利鞘 | |
| 3. 資金運用収支の内訳 | |
| 4. 受取・支払利息の増減 | |
| 5. 利益率 | |
| ○預金に関する指標 | 36 |
| 1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高 | |
| 2. 定期預金残高 | |
| ○貸出金等に関する指標 | 37 |
| 1. 貸出金平均残高 | |
| 2. 貸出金残高 | |
| 3. 貸出金の担保別内訳 | |
| 4. 債務保証見返の担保別内訳 | |
| 5. 貸出金使途別残高 | |
| 6. 貸出金業種別内訳 | |
| 7. 貸出金償却 | |
| 8. 預貸率 | |
| ○有価証券に関する指標 | 39 |
| 1. 商品有価証券平均残高 | |
| 2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 | |
| 3. 有価証券平均残高 | |
| 4. 預証率 | |
| ○貸借対照表 | 40 |
| ○損益計算書 | 45 |
| ○リスク管理債権、金融再生法開示債権 | 46 |
| 1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権 | |
| 2. 金融再生法に基づく開示債権 | |
| ○自己資本に関する事項 | 48 |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | |
| 2. 定量的な開示事項 | |
| (1) 自己資本の充実度に関する事項 | |
| (2) 信用リスクに関する事項 | |
| (証券化エクスポージャーを除く) | |
| (3) 信用リスク削減手法に関する事項 | |
| (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | |
| (5) 証券化エクスポージャーに関する事項 | |
| (6) 出資等エクスポージャーに関する事項 | |
| (7) 金利リスクに関する事項 | |
| ○有価証券の時価情報 | 53 |
| 1. 売買目的有価証券 | |
| 2. 満期保有目的の債券 | |
| 3. 子会社・子法人及び関連法人等株式 | |
| 4. その他有価証券 | |
| 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 | |
| ○金銭の信託 | 54 |
| 1. 運用目的の金銭の信託 | |
| 2. 満期保有目的の金銭の信託 | |
| 3. その他の金銭の信託 | |
| ○デリバティブ取引 | 55 |
| ○会計監査人の監査報告 | 55 |
| ○財務諸表の適正性等の確認 | 55 |
| ○報酬体系について | 56 |
| 1. 対象役員 | |
| 2. 対象職員等 | |

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：損益・千円、残高・百万円)

| 区 分 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 1,639,173 | 1,842,087 | 1,601,284 | 1,561,290 | 1,311,584 |
| 経常利益 (又は経常損失) | 510,802 | 604,325 | 544,427 | 406,367 | 301,297 |
| 当期純利益 (又は当期純損失) | 495,342 | 526,211 | 490,325 | 383,039 | 315,560 |
| 出資総額 | 5,334 | 5,335 | 5,332 | 5,328 | 5,321 |
| 普通出資金 | 334 | 335 | 332 | 328 | 321 |
| 優先出資金 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 普通出資総口数 | 643,169 口 | 657,834 口 | 655,152 口 | 652,571 口 | 639,194 口 |
| 優先出資総口数 | 200,000 口 | 200,000 口 | 200,000 口 | 200,000 口 | 200,000 口 |
| 純資産額 | 10,900 | 11,371 | 11,828 | 12,205 | 12,478 |
| 総資産額 | 93,647 | 96,662 | 96,416 | 95,229 | 95,373 |
| 預金積金残高 | 72,041 | 74,708 | 74,196 | 72,720 | 72,651 |
| 貸出金残高 | 31,139 | 29,712 | 30,220 | 31,436 | 30,217 |
| 有価証券残高 | 17,451 | 18,474 | 18,016 | 17,093 | 16,698 |
| 単体自己資本比率 | 35.46% | 36.76% | 38.50% | 38.57% | 39.17% |
| 出資に対する配当金 (出資 1 口当り) | | | | | |
| 普通出資 | 5 円 | 5 円 | 5 円 | 5 円 | 5 円 |
| 優先出資 | 100 円 | 100 円 | 75 円 | 75 円 | 55 円 |
| 役員数 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 | 10 人 |
| うち常勤役員数 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 |
| 職員数 | 76 人 | 79 人 | 77 人 | 79 人 | 80 人 |
| 会員数 | 10,672 人 | 10,636 人 | 10,542 人 | 10,479 人 | 10,413 人 |

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第 8 9 条第 1 項において準用する銀行法第 1 4 条の 2 の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 「総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

主要な業務の状況を示す指標

1. 業務粗利益

(単位：千円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | 979,063 | 971,325 |
| 資金運用収益 | 1,014,946 | 991,584 |
| 資金調達費用 | 35,882 | 20,259 |
| 役務取引等収支 | 59,300 | 38,820 |
| 役務取引等収益 | 128,581 | 110,177 |
| 役務取引等費用 | 69,281 | 71,357 |
| その他の業務収支 | 33,243 | 16,516 |
| その他業務収益 | 33,966 | 16,584 |
| その他業務費用 | 723 | 68 |
| 業務粗利益 | 1,071,606 | 1,026,662 |
| 業務粗利益率 | 1.09% | 1.04% |

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (平成 27 年度 394 千円、平成 28 年度 97 千円) を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

2. 利鞘

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------|----------|----------|
| 資金運用利回 | 1.03% | 1.01% |
| 資金調達原価率 | 0.96% | 0.92% |
| 総資金利鞘 | 0.07% | 0.09% |

3. 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

| | 平均残高 | | 利息 | | 利回り | |
|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 資金運用勘定 | 98,274 | 97,983 | 1,014,946 | 991,584 | 1.03 | 1.01 |
| うち貸出金 | 31,165 | 30,906 | 729,228 | 723,959 | 2.33 | 2.34 |
| うち預け金 | 45,472 | 48,105 | 125,710 | 106,311 | 0.27 | 0.22 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 19,178 | 17,675 | 149,835 | 154,126 | 0.78 | 0.87 |
| 資金調達勘定 | 87,293 | 87,087 | 35,882 | 20,259 | 0.04 | 0.02 |
| うち預金積金 | 78,103 | 76,991 | 24,172 | 15,368 | 0.03 | 0.01 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 10,175 | 10,584 | 12,104 | 4,988 | 0.11 | 0.04 |

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成 27 年度 11 百万円、平成 28 年度 15 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成 27 年度 986 百万円、平成 28 年度 487 百万円)及び利息(平成 27 年度 394 千円、平成 28 年度 97 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

4. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

| | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 17,029 | △ 38,172 | △ 21,143 | △ 11,975 | △ 8,401 | △ 20,377 |
| うち貸出金 | 18,603 | △ 29,986 | △ 11,382 | △ 6,054 | 786 | △ 5,268 |
| うち預け金 | 540 | △ 9,159 | △ 8,618 | 5,818 | △ 25,217 | △ 19,399 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | △ 2,115 | 973 | △ 1,142 | △ 11,738 | 16,029 | 4,290 |
| 支払利息 | 108 | △ 5,264 | △ 5,155 | △ 90 | △ 15,829 | △ 15,920 |
| うち預金積金 | 166 | △ 4,339 | △ 4,173 | △ 283 | △ 8,520 | △ 8,804 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | △ 57 | △ 925 | △ 982 | 192 | △ 7,308 | △ 7,116 |

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法によっております。

5. 利益率

(単位：%)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 総資産経常利益率 | 0.40 | 0.30 |
| 総資産当期純利益率 | 0.38 | 0.31 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金に関する指標

1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|
| 流動性預金 | 44,432 | 43,381 |
| うち有利利息預金 | 36,044 | 36,961 |
| 定期性預金 | 33,051 | 33,065 |
| うち固定金利定期預金 | 30,739 | 30,846 |
| うち変動金利定期預金 | 40 | 37 |
| その他の | 619 | 544 |
| 計 | 78,103 | 76,991 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 合計 | 78,103 | 76,991 |

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

2. 定期預金残高

(単位：百万円)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|-----------------|----------|----------|
| 定 | 期 預 金 | 29,346 | 31,560 |
| | 固 定 金 利 定 期 預 金 | 29,309 | 31,523 |
| | 変 動 金 利 定 期 預 金 | 37 | 37 |
| | そ の 他 | - | - |

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|-------|----------|----------|
| 手 | 形 貸 付 | 1,217 | 1,501 |
| 証 | 書 貸 付 | 28,627 | 28,146 |
| 当 | 座 貸 越 | 1,180 | 1,170 |
| 割 | 引 手 形 | 140 | 88 |
| 合 | 計 | 31,165 | 30,906 |

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

2. 貸出金残高

(単位：百万円)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|---------|----------|----------|
| 貸 | 出 金 | 31,436 | 30,217 |
| | 固 定 金 利 | 18,672 | 18,070 |
| | 変 動 金 利 | 12,763 | 12,147 |

3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|---------------------|----------|----------|
| 当 | 金 庫 預 金 積 金 | 592 | 647 |
| 有 | 価 証 券 | 29 | 29 |
| 動 | 産 | - | - |
| 不 | 動 産 | 9,391 | 8,674 |
| そ | の 他 | - | - |
| | 計 | 10,013 | 9,351 |
| 信 | 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険 | 9,003 | 8,965 |
| 保 | 証 | 660 | 621 |
| 信 | 用 | 11,758 | 11,278 |
| 合 | 計 | 31,436 | 30,217 |

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|---------------------|----------|----------|
| 当 | 金 庫 預 金 積 金 | - | - |
| 有 | 価 証 券 | - | - |
| 動 | 産 | - | - |
| 不 | 動 産 | 12 | 22 |
| そ | の 他 | - | - |
| | 計 | 12 | 22 |
| 信 | 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険 | - | - |
| 保 | 証 | 7 | 6 |
| 信 | 用 | 17 | 114 |
| 合 | 計 | 36 | 142 |

5. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

| | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-----------------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 運 転 資 金 | 14,928 | 47.5 | 14,528 | 48.1 |
| 設 備 資 金 | 9,066 | 28.8 | 7,998 | 26.4 |
| 個 人 消 費 資 金 | 2,000 | 6.4 | 2,137 | 7.1 |
| 個 人 住 宅 資 金 関 連 | 5,440 | 17.3 | 5,553 | 18.4 |
| 合 計 | 31,436 | 100.0 | 30,217 | 100.0 |

6. 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

| 業種区分 | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|-----------------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製 造 業 | 92 | 3,291 | 10.4 | 91 | 2,407 | 7.9 |
| 農 業、林 業 | 7 | 63 | 0.2 | 8 | 109 | 0.3 |
| 漁 業 | 9 | 131 | 0.4 | 9 | 121 | 0.4 |
| 鉱 業、採石業、砂利採取業 | 7 | 263 | 0.8 | 7 | 205 | 0.6 |
| 建 設 業 | 147 | 2,832 | 9.0 | 148 | 3,482 | 11.5 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | 1 | 3 | 0.0 | 1 | 2 | 0.0 |
| 運 輸 業、郵 便 業 | 25 | 653 | 2.0 | 26 | 659 | 2.1 |
| 卸 売 業、小 売 業 | 166 | 2,466 | 7.8 | 163 | 2,294 | 7.5 |
| 金 融 業、保 険 業 | 9 | 1,289 | 4.1 | 9 | 1,282 | 4.2 |
| 不 動 産 業 | 89 | 4,364 | 13.8 | 83 | 3,547 | 11.7 |
| 物 品 賃 貸 業 | 4 | 143 | 0.4 | 3 | 107 | 0.3 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 6 | 19 | 0.0 | 5 | 19 | 0.0 |
| 宿 泊 業 | 11 | 217 | 0.6 | 10 | 204 | 0.6 |
| 飲 食 業 | 62 | 388 | 1.2 | 58 | 372 | 1.2 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 53 | 769 | 2.4 | 47 | 909 | 3.0 |
| 教 育、学 習 支 援 業 | 3 | 81 | 0.2 | 3 | 68 | 0.2 |
| 医 療、福 祉 | 21 | 793 | 2.5 | 21 | 801 | 2.6 |
| そ の 他 の サ ー ビ ス | 28 | 429 | 1.3 | 31 | 365 | 1.2 |
| 小 計 | 740 | 18,202 | 57.9 | 723 | 16,962 | 56.1 |
| 国・地方公共団体等 | 5 | 5,024 | 15.9 | 5 | 4,886 | 16.1 |
| 個 人 | 3,065 | 8,209 | 26.1 | 3,085 | 8,367 | 27.6 |
| 合 計 | 3,810 | 31,436 | 100.0 | 3,813 | 30,217 | 100.0 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 貸出金償却

(単位：千円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 貸 出 金 償 却 | 2,525 | 649 |

8. 預貸率

(単位：%)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------|----------|----------|
| 期 末 預 貸 率 | 43.22 | 41.59 |
| 期 中 平 均 預 貸 率 | 39.90 | 40.14 |

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

有価証券に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有しておりません

2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|--------|--------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|--------|
| 国債 | 平成27年度 | － | 708 | 808 | 700 | 98 | 3,933 | － | 6,249 |
| | 平成28年度 | － | 1,008 | 1,002 | 98 | 214 | 3,710 | － | 6,034 |
| 地方債 | 平成27年度 | 105 | 323 | 122 | 122 | 28 | － | － | 702 |
| | 平成28年度 | 100 | － | 100 | 100 | － | － | － | 300 |
| 社債 | 平成27年度 | 602 | 917 | 2,175 | 2,423 | 416 | 202 | 100 | 6,837 |
| | 平成28年度 | 100 | 1,365 | 3,030 | 1,306 | 417 | 700 | 200 | 7,120 |
| 株式 | 平成27年度 | － | － | － | － | － | － | 80 | 80 |
| | 平成28年度 | － | － | － | － | － | － | 75 | 75 |
| 外国証券 | 平成27年度 | 601 | 201 | 1,594 | － | 300 | 400 | － | 3,096 |
| | 平成28年度 | － | 899 | 994 | 296 | 200 | 500 | － | 2,891 |
| その他の証券 | 平成27年度 | － | 5 | － | － | 44 | － | 76 | 126 |
| | 平成28年度 | 4 | － | － | － | 38 | － | 233 | 276 |
| 合計 | 平成27年度 | 1,309 | 2,155 | 4,700 | 3,245 | 888 | 4,536 | 256 | 17,093 |
| | 平成28年度 | 204 | 3,274 | 5,128 | 1,801 | 871 | 4,910 | 508 | 16,698 |

3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 国債 | 6,853 | 6,152 |
| 地方債 | 2,248 | 506 |
| 短期社債 | － | － |
| 社債 | 6,797 | 7,814 |
| 株式 | 72 | 81 |
| 外国証券 | 2,993 | 2,899 |
| その他の証券 | 213 | 220 |
| 合計 | 19,178 | 17,675 |

4. 預証率

(単位：%)

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|
| 期末預証率 | 23.50 | 22.98 |
| 期中平均預証率 | 24.55 | 22.95 |

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

貸借対照表

<資産の部>

(単位：百万円)

| 科 目 | 90期 (28年3月末) | 91期 (29年3月末) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 現金 | 1,532 | 1,773 |
| 預け金 | 42,875 | 45,195 |
| 買入金銭債権 | 1,600 | 1,100 |
| 金銭の信託 | 500 | — |
| 有価証券 | 17,093 | 16,698 |
| 国債 | 6,249 | 6,034 |
| 地方債 | 702 | 300 |
| 社債 | 6,837 | 7,120 |
| 株式 | 80 | 75 |
| その他の証券 | 3,223 | 3,167 |
| 貸出金 | 31,436 | 30,217 |
| 割引手形 | 86 | 90 |
| 手形貸付 | 1,454 | 1,780 |
| 証書貸付 | 28,664 | 27,094 |
| 当座貸越 | 1,231 | 1,251 |
| その他資産 | 437 | 423 |
| 未決済為替貸 | 10 | 5 |
| 信金中金出資金 | 276 | 276 |
| 前払費用 | 3 | 6 |
| 未収収益 | 117 | 108 |
| その他の資産 | 30 | 27 |
| 有形固定資産 | 443 | 508 |
| 建物 | 124 | 177 |
| 土地 | 116 | 178 |
| 建設仮勘定 | — | 14 |
| その他の有形固定資産 | 201 | 137 |
| 無形固定資産 | 8 | 7 |
| ソフトウェア | 1 | 0 |
| その他の無形固定資産 | 7 | 7 |
| 債務保証見返 | 36 | 142 |
| 貸倒引当金 | △ 697 | △ 551 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 496) | (△ 373) |
| 資産の部合計 | 95,266 | 95,516 |

<負債および純資産の部>

(単位：百万円)

| 科 目 | 90期 (28年3月末) | 91期 (29年3月末) |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 預金積金 | 72,720 | 72,651 |
| 当座預金 | 236 | 358 |
| 普通預金 | 39,780 | 37,587 |
| 貯蓄預金 | 353 | 343 |
| 定期預金 | 29,346 | 31,560 |
| 定期積金 | 2,130 | 2,120 |
| その他の預金 | 873 | 680 |
| 借入金 | 10,104 | 10,052 |
| その他負債 | 73 | 98 |
| 未決済為替借 | 7 | 10 |
| 未払費用 | 37 | 36 |
| 給付補てん備金 | 1 | 1 |
| 未払法人税等 | 5 | 1 |
| 前受収益 | 11 | 13 |
| 払戻未済金 | 1 | 4 |
| その他の負債 | 8 | 31 |
| 賞与引当金 | 26 | 27 |
| 退職給付引当金 | 40 | 14 |
| 役員退職慰労引当金 | 18 | 21 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 5 | 6 |
| 偶発損失引当金 | 19 | 15 |
| 繰延税金負債 | 13 | 6 |
| 債務保証 | 36 | 142 |
| 負債の部合計 | 83,061 | 83,037 |
| 出資金 | 5,328 | 5,321 |
| 普通出資金 | 328 | 321 |
| 優先出資金 | 5,000 | 5,000 |
| 資本剰余金 | 5,000 | 5,000 |
| 資本準備金 | 5,000 | 5,000 |
| 利益剰余金 | 1,844 | 2,141 |
| 利益準備金 | 165 | 203 |
| その他利益剰余金 | 1,678 | 1,937 |
| 当期末処分剰余金 | 1,678 | 1,937 |
| 処分未済持分 | △ 1 | △ 2 |
| 会員勘定合計 | 12,170 | 12,461 |
| その他有価証券評価差額金 | 35 | 17 |
| 評価・換算差額等合計 | 35 | 17 |
| 純資産の部合計 | 12,205 | 12,478 |
| 負債および純資産の部合計 | 95,266 | 95,516 |

貸借対照表の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)により償却しております。

6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能

性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資委員会が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,514百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成28年3月31日現在）

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,605,568百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,782,403百万円 |
| 差引額 | △176,835百万円 |

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成28年3月分）

0.0578%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高229,190百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額29百万円。

15. 有形固定資産の減価償却累計額655百万円。

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は21百万円、延滞債権額は1,018百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1百万円であり、

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,059百万円であり、なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は90百万円であり、

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|------|-----------|
| 預け金 | 10,500百万円 |
| 有価証券 | 200百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-----|-----------|
| 預金 | 202百万円 |
| 借入金 | 10,052百万円 |

上記のほか、為替決済の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金0百万円、および敷金2百万円が含まれております。

22. 出資1口当たりの純資産額3,861円00銭。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また定期的に経営陣による常務会等で審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況についても融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫では、市場リスクに関する管理規程等に基づき、金融資産および金融負債の金利変動リスクを管理しております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、「金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値」は、当事業年度末現在、580百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適切した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。

日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。

また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|--------|-------|
| (1) 預け金(*1) | 45,195 | 45,363 | 168 |
| (2) 買入金銭債権 | 1,100 | 1,100 | — |
| (3) 金銭の信託 | — | — | — |
| (4) 有価証券 | 16,458 | 17,122 | 663 |
| 満期保有目的の債券 | 7,935 | 8,599 | 663 |
| その他有価証券 | 8,523 | 8,523 | — |
| (5) 貸出金(*1) | 30,217 | — | — |
| 貸倒引当金(*2) | △551 | — | — |
| | 29,665 | 30,431 | 766 |
| 金融資産計 | 92,420 | 94,018 | 1,598 |
| (1) 預金積金(*1) | 72,651 | 72,666 | 14 |
| (2) 借入金(*1) | 10,052 | 10,052 | 0 |
| 金融負債計 | 82,704 | 82,718 | 14 |

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。算出にあつては共同事務センターのシステムを使用しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

資料編

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）のもの、もしくは金利が市場金利に連動するものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託のうち、満期が1年以内のものはその帳簿価額が時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。その他の金銭の信託については、信託財産の構成物を市場価格で評価し、当該評価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から27.に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率として市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、当金庫の3月31日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借入金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| 非上場株式 (* 1) | 44 |
| 組合出資金 (* 2) | 195 |
| 合 計 | 239 |

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|--------|
| 預け金 (*) | 21,680 | 10,745 | 6,800 | 3,500 |
| 買入金銭債権 | 800 | 300 | — | — |
| 金銭の信託 (*) | — | — | — | — |
| 有価証券 (*) | 200 | 8,402 | 2,633 | 5,110 |
| 満期保有目的の債券 | — | 2,110 | 715 | 5,110 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 200 | 6,292 | 1,918 | — |
| 貸出金 (*) | 5,954 | 10,500 | 6,907 | 5,112 |
| 合 計 | 28,634 | 29,948 | 16,340 | 13,722 |

(*) 預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金積金 (*) | 28,272 | 4,559 | — | 14 |
| 借入金 | 10,052 | — | — | — |
| 合 計 | 38,324 | 4,559 | — | 14 |

(*) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

25. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|-----|----------------|----------|----------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 債券 | 6,535 | 7,203 | 667 |
| | 国債 | 5,833 | 6,464 | 631 |
| | 地方債 | 100 | 104 | 4 |
| | 社債 | 602 | 633 | 31 |
| | その他 | 500 | 509 | 9 |
| | 小計 | 7,035 | 7,712 | 677 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 債券 | 600 | 595 | △4 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | 600 | 595 | △4 |
| | その他 | 300 | 290 | △9 |
| | 小計 | 900 | 886 | △13 |
| 合計 | | 7,935 | 8,599 | 663 |

その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-----|----------------|------------|----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 4,619 | 4,575 | 43 |
| | 国債 | 200 | 200 | 0 |
| | 地方債 | 200 | 199 | 0 |
| | 社債 | 4,218 | 4,176 | 42 |
| | その他 | 1,109 | 1,103 | 5 |
| | 小計 | 5,729 | 5,679 | 49 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 30 | 31 | △1 |
| | 債券 | 1,700 | 1,709 | △9 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | 1,700 | 1,709 | △9 |
| | その他 | 1,063 | 1,077 | △14 |
| | 小計 | 2,794 | 2,818 | △24 |
| 合計 | | 8,523 | 8,498 | 24 |

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|-----------|---------------|---------------|
| 株式 | 162 | 3 | — |
| 債券 | 4,034 | 13 | — |
| 国債 | 2,130 | 4 | — |
| 地方債 | 294 | 1 | — |
| 社債 | 1,608 | 7 | — |
| その他 | 160 | 4 | △1 |
| 合計 | 4,356 | 21 | △1 |

27. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

28. 運用目的の金銭の信託

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円) |
|------------|----------------|-------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | — | — |

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,690 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,200 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金負債の発生の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 6 百万円

損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 90期 (27.4.1～28.3.31) | 91期 (28.4.1～29.3.31) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 経常収益 | 1,561,290 | 1,311,584 |
| 資金運用収益 | 1,014,946 | 991,584 |
| 貸出金利息 | 729,228 | 723,959 |
| 預け金利息 | 125,710 | 106,311 |
| 有価証券利息配当金 | 149,835 | 154,126 |
| その他の受入利息 | 10,171 | 7,187 |
| 役員取引等収益 | 128,581 | 110,177 |
| 受入為替手数料 | 48,238 | 47,374 |
| その他の役員収益 | 80,343 | 62,803 |
| その他業務収益 | 33,966 | 16,584 |
| 国債等債券売買益 | 23,162 | 13,664 |
| その他の業務収益 | 10,804 | 2,920 |
| その他経常収益 | 383,796 | 193,236 |
| 貸倒引当金戻入益 | 353,410 | 110,176 |
| 償却債権取立益 | 13,022 | 68,548 |
| 株式等売却益 | 4,719 | 7,764 |
| 金銭の信託運用益 | 3,051 | — |
| その他の経常収益 | 9,593 | 6,746 |
| 経常費用 | 1,154,922 | 1,010,286 |
| 資金調達費用 | 36,277 | 20,356 |
| 預金利息 | 23,348 | 14,589 |
| 給付補てん備金繰入額 | 823 | 779 |
| 借入金利息 | 12,104 | 4,988 |
| 役員取引等費用 | 69,281 | 71,357 |
| 支払為替手数料 | 17,754 | 17,302 |
| その他の役員費用 | 51,526 | 54,054 |
| その他業務費用 | 723 | 68 |
| 外国為替売却損 | 318 | 17 |
| その他の業務費用 | 404 | 50 |
| 経費 | 802,891 | 786,741 |
| 人件費 | 456,934 | 445,766 |
| 物件費 | 327,356 | 329,291 |
| 税金 | 18,599 | 11,683 |

(単位：千円)

| 科目 | 90期 (27.4.1～28.3.31) | 91期 (28.4.1～29.3.31) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| その他経常費用 | 245,749 | 131,763 |
| 貸出金償却 | 2,525 | 649 |
| 株式等売却損 | 10,490 | 1,182 |
| 金銭の信託運用損 | 3,994 | 6,414 |
| その他の経常費用 | 228,738 | 123,516 |
| 経常利益 | 406,367 | 301,297 |
| 特別利益 | — | 67,330 |
| その他の特別利益 | — | 67,330 |
| 特別損失 | 18,008 | 51,216 |
| 固定資産処分損 | 18,008 | 24,992 |
| 減損損失 | — | 1,737 |
| その他特別損失 | — | 24,486 |
| 税引前当期純利益 | 388,359 | 317,410 |
| 法人税、住民税および事業税 | 5,320 | 1,850 |
| 当期純利益 | 383,039 | 315,560 |
| 前期繰越金 | 1,295,800 | 1,622,284 |
| 当期末処分剰余金 | 1,678,840 | 1,937,845 |

【剰余金処分計算書】

(単位：円)

| 科目 | 90期 (27.4.1～28.3.31) | 91期 (28.4.1～29.3.31) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 当期末処分剰余金 | 1,678,840,162 | 1,937,845,088 |
| 剰余金処分額 | 56,555,824 | 45,770,264 |
| 利益準備金 | 38,304,000 | 31,556,726 |
| 普通出資に対する配当金 | 3,251,824 | 3,213,538 |
| 優先出資に対する配当金 | 15,000,000 | 11,000,000 |
| 次期繰越金 | 1,622,284,338 | 1,892,074,824 |

(注) 90期は普通出資配当率1%、優先出資配当率0.15%、91期は普通出資配当率1%、優先出資配当率0.11%となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分・損失処理計算書は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人(有限責任あずさ監査法人)の監査を受けております。

損益計算書の注記

- 注 1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. その他の経常費用には、債権売却損 111,662 千円を含んでおります。
 3. その他の特別利益には、台風 10 号に関連した受取保険金 66,110 千円を含んでおります。
 4. 特別損失のうち固定資産処分損には、台風 10 号に関連した損失 24,543 千円を含んでおります。
 5. その他の特別損失には、台風 10 号に関連した損失 24,453 千円を含んでおります。
 6. 出資 1 口当り当期純利益 471 円 11 銭。

リスク管理債権、金融再生法開示債権

1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権

◇破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------------------------|----------|----------|
| 破 綻 先 債 権 額 (A) | 43 | 21 |
| 延 滞 債 権 額 (B) | 1,303 | 1,018 |
| 合 計 (C) = (A) + (B) | 1,347 | 1,039 |
| 担 保 ・ 保 証 額 (D) | 653 | 600 |
| 回 収 に 懸 念 が あ る 債 権 額 (E) = (C) - (D) | 694 | 439 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 (F) | 496 | 370 |
| 同 引 当 率 (G) = (F) / (E)(%) | 71.47% | 84.25% |

◇3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|----------|----------|
| 3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権 額 (H) | — | — |
| 貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I) | — | 20 |
| 合 計 (J) = (H) + (I) | — | 20 |
| 担 保 ・ 保 証 額 (K) | — | 20 |
| 回 収 に 管 理 を 要 す る 債 権 額 (L) = (J) - (K) | — | — |
| 貸 倒 引 当 金 (M) | — | 3 |
| 同 引 当 率 (N) = (M) / (L)(%) | — | — |

◇リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|
| (C) + (J) | 1,347 | 1,059 |

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

2. 金融再生法に基づく開示債権

◇金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 138 | (0.4%) | 97 | (0.3%) |
| 危険債権 | 1,212 | (3.8%) | 946 | (3.1%) |
| 要管理債権 | — | (0%) | 20 | (0.1%) |
| 正常債権 | 30,142 | (95.7%) | 29,315 | (96.5%) |
| 合 計 | 31,494 | (100.0%) | 30,379 | (100.0%) |

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

◇金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---|----------|----------|
| 金融再生法上の不良債権 (A) | 1,351 | 1,064 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 138 | 97 |
| 危険債権 | 1,212 | 946 |
| 要管理債権 | — | 20 |
| 保 全 額 (B) | 1,149 | 998 |
| 貸倒引当金 (C) | 496 | 377 |
| 担保・保証等 (D) | 653 | 621 |
| 保全率 (B) / (A) (%) | 85.05% | 93.83% |
| 担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%) | 71.06% | 85.19% |

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

《リスク管理債権・金融再生法開示債権・自己査定の関係》

| 区 分 | リスク管理債権 | 金融再生法開示債権 | 自己査定 |
|----------------------|--|--|--|
| 目 的 | ディスクロージャー | ディスクロージャー | 適切な償却・引当を行うための準備作業 |
| 対 象 資 産 | 貸出金 | 総与信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金 ・ 債務保証見返 ・ 仮払金 ・ 未収利息 ・ 貸付有価証券 ・ 外国為替 ・ 金融機関保証付私募債 | 総資産 ただし、当局による集計結果は総与信ベース |
| 区 分 方 法 | 当金庫は債務者の客観的な状況による(債務者ベース) | 債務者の状況に基づく(債務者ベース) | 債務者の状況に基づく(債務者ベース) 【1】破綻先 【4】要注意先 【2】実質破綻先 【5】正常先 【3】破綻懸念先 に区分した上で、担保・保証による保全状況を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類(I～IV分類) |
| 開 示 項 目 | 【1】破綻先債権額 【2】延滞債権額 【3】3ヵ月以上延滞債権額 【4】貸出条件緩和債権額 【5】合計額 | 【1】破産更生債権 【2】危険債権 【3】要管理債権(貸出金のみ) 【4】正常債権 【5】合計額 | |
| 担保・保証等により保全される部分の取扱い | 担保・保証等により保全される部分も含まれる | | 担保・保証等による保全状況により分類区分を判断する |
| 根 拠 法 | 信用金庫法第89条(銀行法第21条) | 金融再生法第7条 | 金融再生法第6条 |

自己資本に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|---|----------|-------------|----------|-------------|
| | | 経過措置による不算入額 | | 経過措置による不算入額 |
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 12,152 | | 12,446 | |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 10,328 | | 10,321 | |
| うち、利益剰余金の額 | 1,844 | | 2,141 | |
| うち、外部流出予定額 (△) | 18 | | 14 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 1 | | △ 2 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 201 | | 177 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 201 | | 177 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | | - | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | | - | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 12,353 | | 12,624 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額 | 3 | 5 | 4 | 3 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 3 | 5 | 4 | 3 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額 | - | - | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - | - | - |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額 | - | - | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - | - | - |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - | - | - |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | - | - | - | - |
| 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額 | - | - | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | - | - | - | - |
| 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額 | - | - | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - | - | - |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額 | - | - | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 3 | | 4 | |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 12,350 | | 12,619 | |
| リスク・アセット等 (3) | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 29,997 | | 30,251 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 1,489 | | △ 1,036 | |
| うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 5 | | 3 | |
| うち、繰延税金資産 | - | | - | |
| うち、前払年金費用 | - | | - | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,495 | | △ 1,039 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額 | 2,016 | | 1,963 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | | - | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | | - | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 32,013 | | 32,215 | |
| 自己資本比率 | | | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 38.57% | | 39.17% | |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 29,997 | 1,199 | 30,251 | 1,210 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 31,486 | 1,259 | 31,288 | 1,251 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | 16 | 0 | 5 | 0 |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 9,506 | 380 | 9,797 | 391 |
| 法人等向け | 7,429 | 297 | 7,572 | 302 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 4,058 | 162 | 3,817 | 152 |
| 抵当権付住宅ローン | 1,068 | 42 | 1,062 | 42 |
| 不動産取得等事業向け | 3,897 | 155 | 3,172 | 126 |
| 3ヵ月以上延滞等 | 68 | 2 | 159 | 6 |
| 取立未済手形 | — | — | — | — |
| 信用保証協会等による保証付 | 990 | 39 | 953 | 38 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 152 | 6 | 144 | 5 |
| 出資等のエクスポージャー | 152 | 6 | 144 | 5 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 4,256 | 170 | 4,456 | 178 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 3,496 | 139 | 3,490 | 139 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 280 | 11 | 280 | 11 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 479 | 19 | 685 | 27 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 (オリジネーター) | — | — | — | — |
| (うち再証券化) | — | — | — | — |
| 証券化 (オリジネーター以外) | — | — | — | — |
| (うち再証券化) | — | — | — | — |
| ③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 5 | 0 | 3 | 0 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,495 | △ 59 | △ 1,039 | △ 41 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 | 2,016 | 80 | 1,963 | 78 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 32,013 | 1,280 | 32,215 | 1,288 |

- 注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しております。

<オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

| エクスポージャー 区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 3ヵ月以上延滞エ クスポージャー | |
|---------------------|-------------------|--------|---|--------|--------|--------|----------|------|---------------------|------|
| | | | 貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引 | | 債券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 |
| 製造業 | 3,422 | 2,620 | 3,358 | 2,569 | - | - | - | - | 3 | 1 |
| 農業、林業 | 69 | 112 | 69 | 112 | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 189 | 193 | 189 | 193 | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、 砂利採取業 | 263 | 205 | 263 | 205 | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 建設業 | 3,052 | 3,789 | 2,952 | 3,589 | 100 | 200 | - | - | 26 | 15 |
| 電気・ガス・熱 供給・水道業 | 100 | 100 | - | - | 100 | 100 | - | - | - | - |
| 情報通信業 | 406 | 507 | 3 | 2 | 403 | 504 | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 1,182 | 886 | 681 | 686 | 501 | 200 | - | - | 5 | 2 |
| 卸売業、小売業 | 3,760 | 3,604 | 2,645 | 2,485 | 500 | 500 | - | - | 20 | 13 |
| 金融業、保険業 | 52,057 | 53,073 | 1,301 | 1,305 | 6,517 | 6,212 | - | - | - | - |
| 不動産業 | 5,207 | 4,101 | 4,506 | 3,701 | 700 | 400 | - | - | 0 | 94 |
| 物品賃貸業 | 944 | 1,107 | 143 | 107 | 300 | 500 | - | - | - | - |
| 学術研究、専門・ 技術サービス業 | 71 | 63 | 71 | 63 | - | - | - | - | - | - |
| 宿泊業 | 240 | 226 | 240 | 226 | - | - | - | - | 40 | 13 |
| 飲食業 | 524 | 501 | 524 | 501 | - | - | - | - | 11 | 3 |
| 生活関連サービ ス業、娯楽業 | 839 | 989 | 839 | 989 | - | - | - | - | 3 | 8 |
| 教育、学習支援業 | 81 | 68 | 81 | 68 | - | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | 809 | 814 | 809 | 814 | - | - | - | - | - | - |
| その他のサービス | 1,192 | 1,725 | 482 | 412 | 701 | 1,303 | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体等 | 12,110 | 11,362 | 5,026 | 4,888 | 7,034 | 6,424 | - | - | - | - |
| 個人 | 7,299 | 7,454 | 7,299 | 7,454 | - | - | - | - | 19 | 8 |
| その他 | 2,088 | 2,534 | 4 | 3 | - | - | - | - | - | - |
| 業種別合計 | 95,916 | 96,043 | 31,498 | 30,383 | 16,859 | 16,346 | - | - | 130 | 160 |
| 1年以下 | 20,781 | 26,395 | 3,472 | 3,681 | 1,308 | 200 | - | - | - | - |
| 1年超3年以下 | 18,014 | 16,030 | 2,904 | 2,861 | 2,144 | 3,271 | - | - | - | - |
| 3年超5年以下 | 10,272 | 9,261 | 3,264 | 2,977 | 4,693 | 5,122 | - | - | - | - |
| 5年超7年以下 | 9,439 | 7,887 | 2,608 | 2,578 | 3,231 | 1,803 | - | - | - | - |
| 7年超10年以下 | 13,358 | 10,804 | 6,824 | 6,636 | 834 | 825 | - | - | - | - |
| 10年超 | 18,389 | 19,953 | 12,299 | 11,526 | 4,545 | 4,921 | - | - | - | - |
| 期間の定め のないもの | 5,659 | 5,710 | 125 | 121 | 100 | 201 | - | - | - | - |
| 残存期間別合計 | 95,916 | 96,043 | 31,498 | 30,383 | 16,859 | 16,346 | - | - | - | - |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | 期首残高 | 当期 増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|--------|-----------|-------|-----|-------|
| | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 平成27年度 | 288 | 201 | - | 288 |
| | 平成28年度 | 201 | 177 | - | 201 |
| 個別貸倒引当金 | 平成27年度 | 813 | 496 | 51 | 762 |
| | 平成28年度 | 496 | 373 | 36 | 460 |
| 合計 | 平成27年度 | 1,102 | 697 | 51 | 1,051 |
| | 平成28年度 | 697 | 551 | 36 | 661 |

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|------|-------|------|------|------|-------|------|
| | 期首残高 | | 当期増減額 | | 期末残高 | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 |
| 製造業 | 2 | 91 | 88 | △88 | 91 | 2 | - | 0 |
| 農業、林業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 51 | 49 | △2 | △34 | 49 | 14 | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 0 | 0 | - | △0 | 0 | - | - | - |
| 建設業 | 348 | 44 | △303 | △36 | 44 | 8 | 2 | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 14 | 3 | △11 | △3 | 3 | - | - | 0 |
| 卸売業、小売業 | 79 | 38 | △41 | 8 | 38 | 46 | - | - |
| 金融業、保険業 | 0 | - | △0 | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 47 | 41 | △6 | △30 | 41 | 10 | - | - |
| 物品賃貸業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 宿泊業 | 26 | 25 | △1 | △25 | 25 | - | - | 0 |
| 飲食業 | 2 | 0 | △1 | △0 | 0 | 0 | - | - |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 187 | 154 | △32 | 113 | 154 | 268 | - | - |
| 教育、学習支援業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 医療、福祉 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他のサービス | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 53 | 47 | △5 | △26 | 47 | 20 | 0 | - |
| 合計 | 813 | 496 | △317 | △122 | 496 | 373 | 2 | 0 |

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト区分 (%) | エクスポージャーの額 | | | |
|-----------------------------|------------|--------|--------|--------|
| | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | - | 15,276 | - | 14,730 |
| 10% | - | 7,040 | - | 6,593 |
| 20% | 47,417 | 10 | 49,580 | 5 |
| 35% | - | 2,656 | - | 2,652 |
| 50% | 6,399 | 88 | 6,364 | 44 |
| 75% | - | 3,015 | - | 3,019 |
| 100% | 3,381 | 10,205 | 2,815 | 9,436 |
| 150% | - | 21 | - | 97 |
| 200% | - | - | - | - |
| 250% | 404 | - | 703 | - |
| 1,250% | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 合計 | 95,916 | | 96,043 | |

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| 信用リスク削減手法 ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|------|-------|-------|--------------|------|
| | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 | 27年度 | 28年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 693 | 731 | 2,557 | 2,830 | - | - |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポージャー方式 | カレント・エクスポージャー方式 |

(単位：百万円)

| | 担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する後の与信相当額 | |
|----------|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|----------|
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
| 派生商品取引合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 外国為替関連取引 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長期決済期間取引 | - | - | - | - |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

・・・該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

・・・該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|-------------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上 場 株 式 等 | 41 | 41 | 36 | 36 |
| 非 上 場 株 式 等 | 372 | 372 | 365 | 365 |
| 合 計 | 413 | 413 | 401 | 401 |

(注 1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注 2) 投資信託に該当する出資等は含まれておりません。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------|----------|----------|
| 売 却 益 | 4 | 7 |
| 売 却 損 | 10 | 1 |
| 償 却 | - | - |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------|----------|----------|
| 評 価 損 益 | △ 4 | △ 2 |

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------|----------|----------|
| 評 価 損 益 | - | - |

(7) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

| 運用勘定 | | | 調達勘定 | | | |
|---------------|----------|----------|-------------|----------|----------|--|
| 区 分 | 金利リスク量 | | 区 分 | 金利リスク量 | | |
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | |
| 貸 出 金 | 120 | 136 | 定 期 性 預 金 | 3 | 19 | |
| 有 価 証 券 等 | 268 | 293 | 要 求 払 預 金 | 7 | 94 | |
| 預 け 金 | 200 | 257 | そ の 他 | 0 | 0 | |
| コ ー ル ロ ー ン 等 | - | - | 調 達 勘 定 合 計 | 11 | 114 | |
| そ の 他 | 0 | 7 | | | | |
| 運 用 勘 定 合 計 | 589 | 695 | | | | |

| | | |
|------------|-----|-----|
| 銀行勘定の金利リスク | 577 | 580 |
|------------|-----|-----|

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを9.9%タイル値または1%タイル値により金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
平成27年度（577百万円）＝運用勘定の金利リスク量（589百万円）－調達勘定の金利リスク量（11百万円）
平成28年度（580百万円）＝運用勘定の金利リスク量（695百万円）－調達勘定の金利リスク量（114百万円）

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

・・・該当ありません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種類 | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|--------------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 債券 | 6,449 | 7,253 | 803 | 6,535 | 7,203 | 667 |
| | 国債 | 5,847 | 6,612 | 765 | 5,833 | 6,464 | 631 |
| | 地方債 | 100 | 104 | 4 | 100 | 104 | 4 |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 502 | 535 | 33 | 602 | 633 | 31 |
| | その他 | 200 | 201 | 1 | 500 | 509 | 9 |
| | 小 計 | 6,649 | 7,455 | 805 | 7,035 | 7,712 | 677 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 債券 | - | - | - | 600 | 595 | △ 4 |
| | 国債 | - | - | - | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - | 600 | 595 | △ 4 |
| | その他 | 600 | 594 | △ 5 | 300 | 290 | △ 9 |
| | 小 計 | 600 | 594 | △ 5 | 900 | 886 | △ 13 |
| 合 計 | 7,249 | 8,049 | 799 | 7,935 | 8,599 | 663 | |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

・・・該当ありません

4. その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | |
|----------------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - | - | - | - |
| | 債券 | 6,633 | 6,575 | 58 | 4,619 | 4,575 | 43 |
| | 国債 | 401 | 399 | 1 | 200 | 200 | 0 |
| | 地方債 | 602 | 599 | 3 | 200 | 199 | 0 |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 5,629 | 5,576 | 53 | 4,218 | 4,176 | 42 |
| | その他 | 1,813 | 1,803 | 9 | 1,109 | 1,103 | 5 |
| | 小 計 | 8,446 | 8,379 | 67 | 5,729 | 5,679 | 49 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 35 | 39 | △ 4 | 30 | 31 | △ 1 |
| | 債券 | 705 | 707 | △ 1 | 1,700 | 1,709 | △ 9 |
| | 国債 | - | - | - | - | - | - |
| | 地方債 | - | - | - | - | - | - |
| | 短期社債 | - | - | - | - | - | - |
| | 社債 | 705 | 707 | △ 1 | 1,700 | 1,709 | △ 9 |
| | その他 | 559 | 572 | △ 12 | 1,063 | 1,077 | △ 14 |
| | 小 計 | 1,301 | 1,320 | △ 19 | 2,794 | 2,818 | △ 24 |
| 合 計 | 9,748 | 9,699 | 48 | 8,523 | 8,498 | 24 | |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式 | — | — |
| 非 上 場 株 式 | 44 | 44 |
| 組 合 出 資 金 | 50 | 43 |
| 合 計 | 94 | 87 |

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

| 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | |
|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
| 500 | - | - | - |

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

3. その他の金銭の信託

・・・該当ありません

資料編

デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

会計監査人の監査報告

平成29年6月16日開催の第73回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

平成28年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成29年6月16日

宮古信用金庫

理事長 齋藤 浩司

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

〔基本報酬及び賞与〕

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

〔退職慰労金〕

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

(2) 平成 28 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 32 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 5 名、監事は 1 名です（期中退任者および期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」30 百万円、「賞与」2 百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに第 2 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 28 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成 28 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成 28 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

《 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 》

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しております。

| 項 目 | 頁 | 項 目 | 頁 |
|--|-------|--|-------|
| A. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定） | | ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 46 |
| 1. 金庫の概況および組織に関する事項 | | ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 46 |
| (1) 事業の組織 | 19 | (3) 金融再生法開示債権の状況 | 47 |
| (2) 理事および監事の氏名および役職名 | 19 | (4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | 48～53 |
| (3) 事務所の名称および所在地 | 31 | | |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | 26～28 | (5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益 | |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | | ① 有価証券 | 53・54 |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 | 7・8 | ② 金銭の信託 | 54 |
| (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 | | ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等） | 55 |
| ① 経常収益 | 35 | (6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 | 50 |
| ② 経常利益または経常損失 | 35 | (7) 貸出金償却の額 | 51 |
| ③ 当期純利益または当期純損失 | 35 | (8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 | 55 |
| ④ 出資総額および出資総口数 | 35 | | |
| ⑤ 純資産額 | 35 | 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの | 56 |
| ⑥ 総資産額 | 35 | ※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 | 55 |
| ⑦ 預金積金残高 | 35 | | |
| ⑧ 貸出金残高 | 35 | | |
| ⑨ 有価証券残高 | 35 | | |
| ⑩ 単体自己資本比率 | 35 | | |
| ⑪ 出資に対する配当金 | 35 | | |
| ⑫ 役員数 | 35 | | |
| ⑬ 職員数 | 35 | | |
| ⑭ 会員数 | 35 | | |
| (3) 直近の2事業年度における事業の概況 | | | |
| ① 主要な業務の状況を示す指標 | | | |
| イ. 業務粗利益および業務粗利益率 | 35 | | |
| ロ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支 | 35 | | |
| ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利鞘 | 35・36 | | |
| ニ. 受取利息および支払利息の増減 | 36 | | |
| ホ. 総資産経常利益率 | 36 | | |
| ヘ. 総資産当期純利益率 | 36 | | |
| ② 預金に関する指標 | | | |
| イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 | 36 | | |
| ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他区分ごとの定期預金の残高 | 37 | | |
| ③ 貸出金に関する指標 | | | |
| イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高 | 37 | | |
| ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 37 | | |
| ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 | 37 | | |
| ニ. 使途別の貸出金残高 | 37 | | |
| ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合 | 38 | | |
| ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値 | 38 | | |
| ④ 有価証券に関する指標 | | | |
| イ. 商品有価証券の種類別の平均残高 | 39 | | |
| ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高 | 39 | | |
| ハ. 預証率の期末値および期中平均値 | 39 | | |
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | | | |
| (1) リスク管理の体制 | 22・23 | | |
| (2) 法令等遵守の体制 | 24 | | |
| (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 | 11～14 | | |
| (4) 金融ADR制度への対応 | 25 | | |
| 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項 | | | |
| (1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 | 40～45 | | |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 | | | |
| ① 破綻先債権に該当する貸出金 | 46 | | |
| ② 延滞債権に該当する貸出金 | 46 | | |

☆表紙の写真

黒森神楽 (平成18年3月 国の重要無形民俗文化財指定)



山の神舞

■黒森神楽について

黒森神楽は、宮古市山口に鎮座する黒森神社を本拠地としている。正月になると、黒森神社の神霊を移した「権現様」(獅子頭)を携えて、陸中沿岸の集落を廻り、家々の庭先で権現舞を舞って悪魔祓いや火伏せの祈禱を行う。夜は宿となった民家の座敷に神楽幕を張り夜神楽を演じて、五穀豊穰・大漁成就や天下泰平等の祈禱の舞によって人々を楽しませ祝福をもたらしている。これを神楽衆は修行にも通じることから「巡行」と称し、神楽が訪れる地域の人々は権現様と神楽一行を親しみと尊敬の念をこめて「黒森様」と呼んでいる。

この巡業は旧盛岡藩の沿岸部を、山口から久慈市まで北上する「北回り」と釜石市まで南下する「南回り」を隔年で廻村し、近世初期からその範囲は変わっていない。こうした広範囲で長期にわたる巡行を行う神楽は、全国的にも類例がなく、貴重な習俗が現在も継続されていることから、平成18年3月に国の重要無形民俗文化財に指定された。(国の重要無形民俗文化財指定10周年記念公演資料より)



神下し

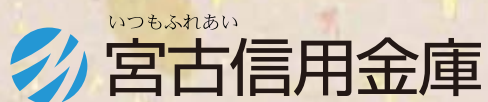


門打ち



権現舞

写真提供：「しんきんの絆」復興応援プロジェクト第4回助成先「黒森神楽保存会」



MIYAKO SHINKIN

90 to *100*th
SINCE 1927

その先の100年へ。

MIYAKO SHINKIN

〒027-0082

岩手県宮古市向町 2-46

TEL : 0193-62-1021

FAX : 0193-64-4430

<http://www.miyashin.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。